

三菱原子燃料株式会社の加工施設の設計及び工事の計画の 認可申請についての審査結果

原規規発第 2106016 号
令和 3 年 6 月 1 日
原子力規制庁

原子力規制委員会原子力規制庁(以下「規制庁」という。)は、三菱原子燃料株式会社(以下「申請者」という。)の設計及び工事の計画の認可申請書(令和 3 年 2 月 22 日付け三原燃第 20-0697 号をもって申請、令和 3 年 4 月 16 日付け三原燃第 21-0046 号、令和 3 年 4 月 28 日付け三原燃第 21-0068 号及び令和 3 年 5 月 21 日付け三原燃第 21-0118 号をもって一部補正。以下「本申請」という。)が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。)第 16 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する同法第 13 条第 1 項若しくは同法第 16 条第 1 項の許可を受けたところ又は同条第 2 項の規定により届け出たところによるものであるかどうか、同法第 16 条の 2 第 3 項第 2 号に規定する「加工施設の技術基準に関する規則」(令和 2 年原子力規制委員会規則第 6 号。以下「技術基準規則」という。)に適合するものであるかどうかについて審査した。

1. 法第 16 条の 2 第 1 項に基づく設計及び工事の計画の認可申請

1-1 本申請の概要

本申請は、法第 16 条第 1 項の変更の許可に基づいて、以下のとおり設計及び工事を行うものである。

- (1) 建物として、付属建物第 3 核燃料倉庫及び付属建物劣化・天然ウラン倉庫の改造等
 - (2) 構築物として、排水貯留池、空シリンダ置場及び防火水槽の改造等
 - (3) 設備・機器として、化学処理施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他の加工施設に係る設備・機器の新設、改造、撤去等
 - (4) 先行申請していた建物・構築物及び設備・機器に係る一部の機能・性能等の確認
- 申請対象となる建物・構築物及び設備・機器は別添のとおり。

なお、申請者は、平成 29 年 11 月 1 日付け原規規発第 1711011 号をもって許可を受けた核燃料物質加工事業変更許可申請書(以下「加工事業変更許可申請書」という。)に基づく既設を含む加工施設の変更に係る工事(以下「本件工事」という。)について、本件工事に係る建物・構築物及び設備・機器は多数あり、工事が長期にわたるものであることから、本件工事を段階的に進めるため、当該認可申請を分割して申請

するとしている。

具体的には、第1次申請から第7次申請の計7回に分割して申請するとしており、本申請は、第7次申請である。

分割申請の内容は以下のとおり。

<p>(1)第1次申請(平成30年6月19日認可済)</p> <p>対象： 附属建物廃棄物管理棟を新設する。工場棟成型工場、工場棟組立工場、加工棟成型工場の一部設備・機器等を撤去する。</p>
<p>(2)第2次申請(令和元年8月9日認可済)</p> <p>対象： 加工棟成型工場の耐震補強等、加工棟成型工場の成形施設、被覆施設及び核燃料物質の貯蔵施設に設置する一部設備・機器の耐震補強等を行う。</p>
<p>(3)第3次申請(平成31年4月11日認可済)</p> <p>対象： 工場棟転換工場の新規制基準対応工事に先立ち、不要となった一部設備・機器を撤去する。また、工事のために一時的に取り外しが必要な設備・機器の取り外し、一時保管等を行い、床面の掘削、土留め型枠設置工事を行う。</p>
<p>(4)第4次申請(令和2年3月27日認可済)</p> <p>対象： 工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、放射線管理棟、附属建物除染室・分析室、附属建物第2核燃料倉庫、附属建物容器管理棟、附属建物放射線管理棟前室及びそれらに設置する附属の設備・機器の耐震補強等を行う。工場棟転換工場及び放射線管理棟に設置する放射性廃棄物の廃棄施設の新設並びに附属建物廃水処理所及び附属建物廃水処理所に設置する設備・機器の撤去等を行う。</p>
<p>(5)第5次申請(令和2年8月5日認可済)</p> <p>対象： 附属建物発電機室とその建物内に設置する附属の設備・機器の新設、改造等を行う。工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、放射線管理棟、附属建物除染室・分析室、附属建物第2核燃料倉庫、附属建物原料貯蔵所及び附属建物廃棄物管理棟に設置する一部設備・機器の新設、改造、撤去等を行う。</p>
<p>(6)第6次申請(令和3年2月25日認可済)</p> <p>対象： 工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、加工棟成型工場、放射線管理棟、附属建物除染室・分析室、附属建物第2核燃料倉庫、附属建物容器管理棟及び屋外に設置する設備・機器の新設、改造、撤去等を行う。附属建物原料貯蔵所、附属建物第1廃棄物処理所、附属建物第2廃棄物処理所、附属建物シリンダ洗浄棟、附属建物第3廃棄物倉庫及び附属建物第1廃棄物処理所前室とそれらの建物内に設置する設備・機器の新設、改造等を行う。附属施設独立遮蔽壁(1)～(4)、附属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5)、附属施設防護フェンス及び附属設備水素供給設備障壁を新設する。先行申請していた建物・構築物に係る一部の鉄扉の新設及び機能・性能の確認、先行申請していた</p>

設備・機器に係る一部の機能・性能等の確認を行う。

(7)第7次申請(令和3年2月22日申請 本申請)

対象： 付属建物第3核燃料倉庫及び付属建物劣化・天然ウラン倉庫の改造等を行う。工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、加工棟成型工場、放射線管理棟、付属建物除染室・分析室、付属建物第2核燃料倉庫、付属建物第3核燃料倉庫、付属建物原料貯蔵所、付属建物劣化・天然ウラン倉庫、付属建物容器管理棟、付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第2廃棄物処理所、付属建物シリンダ洗浄棟、付属建物廃棄物管理棟、付属建物発電機室、付属建物放射線管理棟前室、付属建物第1廃棄物処理所前室及び屋外に設置する設備・機器の新設、改造、撤去等を行う。排水貯留池、空シリンダ置場及び防火水槽の改造等を行う。先行申請していた建物・構築物及び設備・機器に係る一部の機能・性能等の確認を行う。

1-2 本件工事の設計及び工事の計画の認可申請の審査について

規制庁は、本申請が核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和41年総理府令第37号。以下「加工事業規則」という。)第3条の2の2第3項の規定による設計及び工事の計画の分割申請の最後の申請(第7次申請)であることから、第1次申請から第6次申請の認可事項及び本申請の設計及び工事の計画について、以下を確認する。

- (1) 第1次申請から第7次申請について、加工事業変更許可申請書に基づく設計及び工事の計画として、全体を通じて申請されるべき全ての建物・構築物及び設備・機器が申請されていること
- (2) 加工施設全体が加工事業変更許可申請書に記載された基本的設計方針に従ったものであり、技術基準規則に適合するものであることが適切に評価されていること
- (3) 先行申請され認可した設計及び工事の計画が、本申請と設計上の不整合を生じていないこと

2. 法第16条の2第3項第1号への適合性

規制庁は、本申請が加工事業変更許可申請書どおりであることに関して、次の事項を確認した。

- (1) 申請書本文のうち、建物・構築物及び設備・機器の仕様に関する事項は、加工事業変更許可申請書に記載された設備・機器等の種類、個数等の仕様と整合している。
- (2) 申請書本文のうち、建物・構築物及び設備・機器の設計方針は、加工事業変更許可申請書の基本的設計方針と整合している。
- (3) 申請書本文のうち、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムが、加工事業変更許可申請書の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項と整合している。

(4) その他、設計方針として記載されていない火災防護計画等の運用に関する事項は、別途保安規定の変更認可等で確認する事項である。

なお、本申請の設計方針と加工事業変更許可申請書の基本的設計方針の間には一部記載内容に差があるが、これらについては、本申請における詳細設計の結果によるものであり、加工事業変更許可申請書の基本的設計方針に基づいていることを確認した。

以上のことから、規制庁は、本申請が法第16条の2第3項第1号の規定に適合しているものと認める。

3. 法第16条の2第3項第2号への適合性

規制庁は、本申請の技術基準規則各条文への適合性に関して、

(1) 新たに設計及び工事の計画の認可対象となった建物・構築物及び設備・機器の関連する条文への適合性

(2) 既認可の設計及び工事の計画の認可対象である建物・構築物及び設備・機器の規制要求内容の変更条文(既認可の規制要求から変更になった条文)への適合性

(3) 既認可の設計及び工事の計画の認可対象である建物・構築物及び設備・機器であり、技術基準規則条文(既認可の規制要求内容から変更がない条文に限る。)への適合性を確認した内容に対して、本申請が与える影響

の観点から確認した。

なお、以下の技術基準規則各条文への適合性を確認した事項には、加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づく設計であることを明確にするため、「2. 法第16条の2第3項第1号への適合性」で確認した審査結果についても、一部記載している。

3-1 本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の設計について

規制庁は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の技術基準規則各条文への適合性を以下のとおり確認した。申請された建物・構築物及び設備・機器と技術基準規則各条文への適合性を審査した事項を別添に示す。

3-1-1 技術基準規則第4条(核燃料物質の臨界防止)

技術基準規則第4条においては、

- a. 安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位(次項において「単一ユニット」という。)において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨

界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。(第1項)

- b. 安全機能を有する施設は、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。(第2項)
- などと規定している。

本申請に係る建物・構築物及び設備・機器については、安全機能を有する施設として、以下のとおり、臨界を防止する設計としている。

- (1) 付属建物第3核燃料倉庫を含む加工施設の建物には、加工事業変更許可申請書に記載したとおり、建物内の設備・機器の核的に安全な配置を決定するため、7つの領域(工場棟領域、第2核燃料倉庫領域、原料貯蔵所領域、シリンダ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域及び加工棟領域)を定める。(加工事業変更許可申請書)*

* 括弧内は、加工事業変更許可申請書又は技術基準規則のうち、適合性を確認した事項を示す。以下同じ。

- (2) 臨界管理上の7つの領域は、加工事業変更許可申請書に記載したとおり、領域同士で相互干渉がないように、臨界隔離壁により隔離し、又は他の領域のユニットと必要離隔距離以上離れた配置とする。(加工事業変更許可申請書)

- (3) 核燃料物質を取り扱う設備・機器は、加工事業変更許可申請書に記載したとおり、取扱い上の一つの単位を単一ユニットとし、基本的に形状寸法を制限し得るものについてはその形状寸法について核的制限値を設け、それが困難な設備・機器は質量を管理する。また、最適減速条件の推定臨界下限値を超える量のウランを取り扱う場合は、形状寸法又は質量のいずれかと減速度を組み合わせ管理する。(a)

- (4) 本申請に係る設備・機器のうち、改造することに伴い新たに核的制限値を設定した設備・機器は、加工事業変更許可申請書において設定した核的制限値に基づいている。(a)

- (5) シリンダ洗浄棟領域、原料貯蔵所領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域内でウランを取り扱い又は貯蔵する設備・機器の複数ユニットについては、加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づき、臨界計算コード(JACSコードシステム)により評価し、核的に安全な位置に固定している。(b)

- (6) 固定して設置することが困難な移動式の台車は、その周囲にスペーサーを取り付け、ウランを所定の容器に収納して移動する設計とし、ユニット相互間の

必要離隔距離を逸脱しないことを、臨界計算コード(JACS コードシステム)により評価し、核的に安全であることを確認している。また、ロッドチャンネル用リフタについては、密着を想定して臨界計算コードにより核的に安全であることを評価し、近接防止措置を不要としている。(b)

規制庁は、今回申請のあった建物内で核燃料物質を取り扱う設備・機器の臨界防止に関して、加工事業変更許可申請書に記載したとおり、設備・機器の臨界安全評価を行う上での領域を定めていること、単一ユニットについては加工事業変更許可申請書に記載した核的制限値に基づき設計していること、複数ユニットについては加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づき評価を行い、設備・機器を核的に安全な位置に固定する設計としていること、固定して設置することが困難な移動式台車等についてはスペーサーを取り付けることなどにより、ユニット相互間の距離を確保していることを確認できたことから、技術基準規則第4条の規定に適合していることを確認した。

3-1-2 技術基準規則第5条(安全機能を有する施設の地盤)

技術基準規則第5条においては、安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない、と規定している。

本申請に係る建物・構築物及び設備・機器については、以下のとおり、安全機能を有する施設を支持することができる地盤に設置する設計としている。

(1) 付属建物第3核燃料倉庫及び付属建物劣化・天然ウラン倉庫の基礎は、加工事業変更許可申請書に記載したとおり、標準貫入試験の打撃回数(N値)が30以上となる砂礫層に達する杭(それぞれの建設場所の地表面からの深度7～9m付近)で支持する。

排水貯留池等の基礎は、加工事業変更許可申請書に記載したとおり、支持性能が十分な支持地盤で直接支持する。

(2) 設備・機器は、十分な支持性能を有する地盤で支持された建物・構築物、屋外サポート基礎、障壁等に設置する。

(3) 設備・機器のインターロック及び警報設備は、建物・構築物に設置するほか、十分な耐震強度を有する設備・機器に設置する。

規制庁は、申請のあった安全機能を有する施設の地盤に関して、十分に支持することができる地盤に設置する設計としていることなどを確認できたことから、技術基準規則第5条の規定に適合していることを確認した。

3-1-3 技術基準規則第6条(地震による損傷の防止)

技術基準規則第6条においては、安全機能を有する施設は、これに作用する地震力(事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない(第1項)、などと規定している。

本申請に係る建物・構築物及び設備・機器については、安全機能を有する施設として、以下のとおり、地震による損傷を防止する設計としている。

(1) 建物・構築物及び設備・機器は、加工事業変更許可申請書に記載したとおりの耐震重要度分類に分類されている。

(2) 建物・構築物について、地震力は、建築基準法施行令第88条に規定する地震層せん断力係数に耐震重要度分類毎の割り増し係数を乗じて算定し、常時作用している荷重に地震力を加えた荷重が作用した際に発生する各部の応力が、「鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」及び「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」等に定められた許容応力以下としている。また、保有水平耐力は、標準せん断力係数を 1.0 とし、耐震重要度分類毎の割り増し係数を乗じた地震力として建築基準法施行令第82条の3に定められた必要保有水平耐力を算定し、保有水平耐力が必要保有水平耐力以上としている。

また、更なる安全裕度向上策として、耐震重要度分類第 1 類である付属建物第 3 核燃料倉庫及び付属建物劣化・天然ウラン倉庫は、耐震重要度分類 S クラスに属する施設に求められる割り増し係数(3.0)を乗じた地震力(0.6G)に対して、弾性範囲としている。

(3) 設備・機器については、一次設計に係わる地震力として固有振動数が 20Hz 以上と評価された場合、剛構造として、建築基準法施行令第88条に規定する地震層せん断力係数に耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じ、20%増しした地震力に対し、さらに余裕をみた地震力である建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版(日本建築センター)の「局部震度法による設備機器の設計用標準震度」(以下「局部震度法による設計用標準震度」という。)に基づく地震力を設定し、常時作用している荷重と地震力により当該設備・機器に発生する応力が判定基準である材料の許容応力以下としている。

固有振動数が 20Hz 未満と評価された場合、柔構造として、加工事業変更許可申請書に記載したとおり、局部震度法による設計用標準震度に基づく地震力を設定した上で、常時作用している荷重と地震力により当該設備・機器に発生する応力が判定基準である材料の許容応力以下としている。

耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、二次設計で用いる地震力と常時作用している荷重により当該設備・機器に生じる応力が判定基準である材料の許容応力以下としている。

上位の分類に属する設備・機器が下位の分類に属する設備・機器の破損によ

り波及的破損を生じないことを確認している。

設備・機器の耐震評価方法として、変形に伴うモーメントが支配的な設備・機器は、応力評価式又は使用実績のある 3 次元構造解析コードを使用し、各部に発生する応力が許容応力以下となることを評価している。また、液受槽については、剛性の変化が模擬でき使用実績のある 3 次元有限要素法解析コードを使用し、各部に発生する応力が許容応力以下となることを評価している。さらに、剛体として評価できる設備・機器は、応力評価式によりボルトに発生する応力が許容応力以下となることを評価している。

また、更なる安全裕度向上策として、耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、地震力(1.0G)に対して、弾性範囲としている。

- (4) 設備・機器に付属する配管のうち、耐震重要度分類第 1 類及び第 2 類の配管は、局部震度法による設計用標準震度に基づく地震力により配管の各部に発生する応力が許容応力以下となる最大支持間隔を定め、この支持間隔(標準支持間隔)以下としている。また、耐震重要度分類第 3 類の配管は、配管の支持間隔を建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版(日本建築センター)に基づく標準支持間隔以下としている。
- (5) 気体廃棄設備のダクト・ダンパのうち、耐震重要度分類第 1 類及び第 2 類のダクト・ダンパは、局部震度法による設計用標準震度に基づく地震力によるダクト(ダンパは、質量として付加)の曲げモーメントが許容座屈曲げモーメント以下及びダクトの各部に発生する応力が許容応力以下となる最大支持間隔を定め、この支持間隔(標準支持間隔)以下としている。また、耐震重要度分類第 3 類のダクト・ダンパは、ダクトの支持間隔を建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版(日本建築センター)に基づく標準支持間隔以下としている。

規制庁は、申請のあった建物・構築物及び設備・機器の地震による損傷の防止に関して、加工事業変更許可申請書に記載した耐震重要度分類に応じた地震力に対して、建物・構築物及び設備・機器に発生する応力が判定基準である材料の許容応力以下となる設計としていることを確認できたことから、技術基準規則第 6 条の規定に適合していることを確認した。

3-1-4 技術基準規則第 8 条(外部からの衝撃による損傷の防止)

技術基準規則第 8 条においては、

- a. 安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。(第 1 項)
- b. 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機

の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)により加工施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。(第2項)などと規定している。

本申請に係る建物・構築物及び設備・機器については、安全機能を有する施設として、自然現象(竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響及び生物学的事象)及び人為事象(敷地内の屋外危険物貯蔵施設等の火災・爆発、近隣工場の火災・爆発及び電磁的障害)に対して、以下のとおり、損傷を防止する設計としている。

(1) 竜巻(a)

- ① 建物・構築物については、設計基準において想定する藤田スケール F1 の竜巻(最大風速 49m/s)による風圧力及び気圧差による荷重に対する評価を原子力発電所の竜巻影響評価ガイドに基づき行い、建物の保有水平耐力が F1 竜巻荷重を上回る。また、建物・構築物の屋根、壁及び鉄扉等の局部評価を行い、単位面積当たりの短期許容荷重が F1 竜巻荷重を上回る。
- ② 建物・構築物については、更なる安全裕度向上策として、藤田スケール F3 の竜巻(最大風速 92m/s)を想定し、同竜巻による風圧力及び気圧差による荷重に対して、建物の保有水平耐力が F3 竜巻荷重を上回る。また、建物・構築物の屋根、壁及び鉄扉等の終局耐力が F3 竜巻荷重を上回る。さらに、設計飛来物(軽トラック及びプレハブ物置(大))に対して、建物・構築物の壁及び屋根で防護する。
- ③ 屋外に設置する設備・機器は、設計基準において想定する F1 竜巻荷重に対する評価を原子力発電所の竜巻影響評価ガイドに基づき行い、竜巻荷重により据付ボルトに発生する応力が、判定基準である材料の許容応力以下としている。また、屋外に設置する配管は、地震に対する設計に包含され、配管を損傷しない支持間隔で保持する。
- ④ 更なる安全裕度向上策として、F3 竜巻により建物の屋根が損傷することを考慮し、本申請に係る設備・機器のうち、工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、放射線管理棟、付属建物除染室・分析室、付属建物第1廃棄物処理所及び付属建物第2廃棄物処理所に設置する設備・機器は、竜巻荷重に対する評価を行い、竜巻荷重によりアンカーボルトに発生する応力が、判定基準である材料の許容応力以下としている。また、核燃料物質等の貯蔵棚は、落下防止バー又はストッパー等を設置し、収納する容器の散逸を防止する。

(2) 火山の影響(a)

火山による降下火砕物の影響については、加工事業変更許可申請書において、敷地及びその周辺における降下火砕物は極微量であり、茨城県及び東海村において火山に対する災害対策計画が策定されていないことから、施設の設計

としては考慮しない。

(3) その他自然現象(a)

屋外に設置する建物・構築物及び設備・機器については、加工事業変更許可申請書において想定した、凍結、降水、積雪、落雷及び生物学的事象に対して、本申請に係る加工施設の立地場所及び過去の観測記録等を踏まえ、以下のとおり、安全機能を損なわない。

- ① 凍結については、設備・機器が気温 -12.7°C において作動するものを選定する、埋設配管は -12.7°C で凍結しないよう深さ300mm以上となるよう埋設する、凍結しない液体のみを取り扱う、又は保温材を設置する。
- ② 降水については、建物・構築物は降水量 150mm/時を条件として、屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止する。また、設備・機器は金属製等であり影響を受けない。
- ③ 積雪については、建築基準法等に基づき、建物・構築物が 30cm の積雪に耐える。
- ④ 落雷については、建物・構築物が建築基準法で避雷設備の設置基準である高さ 20m 未満であり避雷設備を設置する必要がない。
- ⑤ 生物学的事象については、外部から工業用水を供給する配管にはストレーナを設置し、外気取入口(外気取入用ファンの前)にはフィルタを設置し、虫等の侵入を防止する。

(4) 敷地内の屋外危険物貯蔵施設等の火災・爆発、近隣工場の火災・爆発(b)

建物・構築物については、原子力発電所の外部火災影響評価ガイドを参考に、加工事業変更許可申請書で想定した火災・爆発源と建物・構築物との間に輻射熱や爆風の影響を遮る障壁がない敷地内外の火災・爆発源による影響評価を建物・構築物ごとに行い、敷地内外の火災・爆発源と各建物・構築物までの離隔距離が危険距離又は危険限界距離を上回り、各建物・構築物の壁の評価温度が許容温度以下となることから、各建物・構築物の壁が損傷しない。また、屋外に設置する設備・機器についても、原子力発電所の外部火災影響評価ガイドを参考に、敷地内外の火災・爆発源による影響評価を火災・爆発源から最も近い屋外に設置する設備・機器に対して行い、離隔距離が危険距離又は危険限界距離を上回り、設備・機器の評価温度が許容温度以下となることから、屋外に設置する設備・機器が損傷しない。

閉じ込め機能に対する影響が小さい設備・機器は、加工事業変更許可申請書に記載したとおり、危険限界距離に代わり液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく保安距離又は一般高圧ガス保安規則に基づく第一種設備距離を適用する。

(5) 電磁的障害(b)

設備・機器のインターロックには、インターロック機構の回路に機械的に開閉する接点を有するメカニカルリレーを使用し、アナログ信号ケーブルにシールド

付きケーブルを使用している。また、警報設定器の電源には、避雷器を設置することにより、外部からの電磁的障害による誤動作を防止する。

規制庁は、申請のあった建物・構築物及び設備・機器の外部からの衝撃による損傷の防止に関して、想定される自然現象及び人為事象に対し、建物・構築物及び設備・機器の安全機能が損なわれない設計としていることを確認できたことから、技術基準規則第8条の規定に適合していることを確認した。

3-1-5 技術基準規則第9条(加工施設への人の不法な侵入等の防止)

技術基準規則第9条においては、加工施設を設置する工場又は事業所(以下この章において「工場等」という。)は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない、と規定している。

本申請に係る加工施設については、以下のとおり、当該施設への人の不法な侵入等を防止する設計としている。

- (1) 事業所には立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止するとともに、建物には鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅牢な障壁を設置する。また、空シリンダ置場にはフェンス及び門扉を設置する。
- (2) 管理区域の出入口には、出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。また、空シリンダ置場の出入口は施錠管理する。
- (3) 加工施設に設置する業務系の情報システムは、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。また、モニタリングポストの社外伝送網による無線伝送では、モニタリングポスト筐体内の測定値表示モニタをカメラで撮影し、その映像表示を伝送することで外部からの不正アクセスを物理的に遮断する。

規制庁は、申請のあった加工施設への人の不法な侵入等の防止に関して、適切な防護措置を講じる設計としていることを確認できたことから、技術基準規則第9条の規定に適合していることを確認した。

3-1-6 技術基準規則第10条(閉じ込めの機能)

技術基準規則第10条においては、安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない、などと規定している。

- a. 流体状の核燃料物質等を内包する容器又は管に核燃料物質等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の核燃料物質等が核燃料物質等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。(第一号)
- b. 密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。(第五号)
- c. プルトニウム等を取り扱う室(保管廃棄する室を除く。)及び核燃料物質等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。(第六号)
- d. 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が設置される施設(液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところによるものであること。(第七号)
 - d-1. 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。(第七号ロ)
 - d-2. 工場等の外に排水を排出する排水路(湧水に係るものであって核燃料物質等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。)の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に核燃料物質等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十九条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。(第七号ハ)

本申請に係る建物・構築物及び設備・機器については、安全機能を有する施設として、以下のとおり、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能を保持する設計としている。

(1) UF₆ ガスを取り扱う設備・機器を設置する建物・構築物(加工事業変更許可申請書)

(1)-1 異常時の閉じ込め機能(拡大防止・影響緩和)

工場棟転換工場の原料倉庫からのUF₆ガス漏えいに対処するために、屋外に可搬消防ポンプを設置し、原料倉庫の高さ以上に散水することにより、UF₆ガスの拡散を防止する。

また、可搬消防ポンプは、大規模損壊が発生した場合に使用不可とならないように敷地内に分散配置する。

(2) 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備・機器及び同設備・機器を設置する建物・構築物

(2)－1 通常時の閉じ込め機能(発生防止)

- ① 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備・機器は、内包する部位において漏えいがなく、耐腐食性材料を使用する。(加工事業変更許可申請書)
- ② 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備・機器のうち、非放射性流体を供給する設備・機器は、液体状の核燃料物質等の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口が液体状の核燃料物質等の液面に接触しない構造とする、又は逆止弁を設置する。(a)
- ③ ウラン回収設備(第4系列)ろ過器は、ウラン捕集用フィルタ(繊維フィルタ)により、施設外に核燃料物質が流出することを防止する。(加工事業変更許可申請書)
- ④ 液体状の核燃料物質等を取り扱いオーバーフローするおそれがある設備・機器のうち、洗浄残渣沈殿槽については、オーバーフローを防止するために、上流側のポンプを停止する液位高インターロックを設置する。(加工事業変更許可申請書)

また、その他については、運転員が未然に処置することでオーバーフローを防止するために、液位高警報設備を設置する。(加工事業変更許可申請書)

(2)－2 異常時の閉じ込め機能(拡大防止・影響緩和)

- ① 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備・機器には、当該設備・機器の閉じ込め機能が喪失した場合に、漏えいの拡大を防止するために、堰漏水検知警報設備付きの堰を設置する。(d-1)

また、放射性液体廃棄物を保管廃棄する保管廃棄設備保管棚には、保管する廃液容器の閉じ込め機能が喪失した場合に、漏えいの拡大を防止するために、保管棚の下部に漏水検知警報設備付きの受容器を設置する。(d-1)

さらに、廃液処理室回収ピット、測定室回収ピット及び焼却設備ピットの集水槽は、ピット内に設置し、集水槽からの漏えいの拡大を防止する。(d-1)

- ② 付属建物シリンダ洗浄棟及び付属建物第3核燃料倉庫には、液体状の核燃料物質を取り扱う設備を含む溢水防護区画を設定し、第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域との出入口の扉等に想定される最大の溢水高さより高い堰を設け、液体状の核燃料物質が施設外へ漏えいすることを防止する。また、これらの第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路を設置しない。(d-1、d-2)

- ③ 建物には、第1種管理区域内の溢水防護区画(第1次申請から第6次申請で認可済みのものを含む。)において漏水を検知した場合に、防護区画内への工業用水、水道水及び空調用水等の供給を停止する漏水インターロックを設置する。(加工事業変更許可申請書)

(3) 固体状の核燃料物質等を取り扱う設備・機器及び同設備・機器を設置する建物・構築物

(3)－1 通常時の閉じ込め機能(発生防止)

- ① 粉末状の核燃料物質を取り扱う設備・機器(容器を含む。)は、設備・機器本体部(フードボックスを除く。)に開口部のない構造又はパッキンを介した密閉構造によりウランの飛散を防止する。(加工事業変更許可申請書)
- ② 固体状の核燃料物質等を内包する容器を取り扱う又は貯蔵する設備・機器は、ストッパー、ラッチロック式フック等により固体状の核燃料物質等の転倒又は落下を防止する。(加工事業変更許可申請書)

(3)－2 異常時の閉じ込め機能(拡大防止・影響緩和)

- ① 粉末状の核燃料物質又は放射性固体廃棄物を非密封で取り扱う設備・機器は、必要に応じて、フードボックスを設置する。設備・機器本体又はフードボックスは局所排気系統に接続し、開口部の風速を 0.5m/s 以上に維持する、又は内部を設置雰囲気に対して 9.8Pa 以上の負圧に維持することにより、粉末状の核燃料物質又は放射性固体廃棄物の空気中への飛散を防止する。(b)
- ② 第1種管理区域は、無窓構造とし、気体廃棄設備により外気に対して室内を負圧に維持する。また、第1種管理区域を換気する気体廃棄設備の給気ファン及び排気ファンには、排気ファンを起動しない限り給気ファンが起動しない起動停止インターロックを設置するとともに、排気ファンには、第1種管理区域内の負圧異常で警報を表示及び吹鳴する負圧警報装置を設置する。(c)

規制庁は、申請のあった建物・構築物及び設備・機器の閉じ込めの機能に関して、核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込める設計としていることを確認できたことから、技術基準規則第10条の規定に適合していることを確認した。

3-1-7 技術基準規則第11条(火災等による損傷の防止)

技術基準規則第11条においては、

- a. 安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより加工施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、消火設備(事業許可基準規則第五条第一項に規定する消火設備をいう。以下同じ。)及び警報設備(警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。以下同じ。)が設置されたものでなければならない。(第1項)
- b. 安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。(第3項)
- c. 焼結設備その他の加熱を行う設備(次項において「焼結設備等」という。)は、

当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。(第6項)

d. 水素その他の可燃性ガスを使用する焼結設備等(爆発の危険性がないものを除く。)は、前三項に定めるところによるほか、次に掲げるところによらなければならない。(第7項)

d-1. 焼結設備等の内部において空気の混入により可燃性ガスが爆発することを防止するための適切な措置を講ずること。(第7項第一号)

d-2. 焼結設備等の内部で可燃性ガスを燃焼させるものは、燃焼が停止した場合に可燃性ガスの供給を自動的に停止する構造とすること。(第7項第三号)などと規定している。

本申請に係る建物・構築物及び設備・機器については、安全機能を有する施設として、以下のとおり、火災等による損傷を防止する設計としている。

(1) 火災区域の設定(b)

① 建物・構築物には、火災区域を設定し、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド等を参考に、火災区域ごとに存在する可燃性物質量及び難燃性物質量に対する火災影響評価を行い、等価時間に対して火災区域境界の壁、屋根、天井、床、鉄扉等の耐火時間が上回る。

② 電力用、計測用及び制御用ケーブル等が貫通する壁には、火災区域外への延焼を防止するために、建築基準法施行令に基づき、耐火シールを施工する。

③ 気体廃棄設備には、建物内部と屋外との境界を構成する給気ダクト及び排気ダクトのそれぞれに耐火性能を有する逆流防止ダンパ又は防火ガラリを設置し、火災区域における等価時間を耐火時間が上回る。

(2) 火災の発生防止

① 建物・構築物は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、主要構造部(壁、柱、床、梁、屋根)等に不燃性材料(コンクリート、鋼材等)を使用する。また、排水貯留池、空シリンダ置場、防火水槽は、不燃性材料(コンクリート、鋼材)を使用する。(b)

② 設備・機器は、主要な構造材等に不燃性材料(鋼材)を使用し、フードボックスのパネル及びダクト・ダンパには不燃性材料(鋼材)又は難燃性材料を使用する。また、高性能エアフィルタの木枠等の可燃性材料は、金属製カバーで覆う。(b)

③ 分電盤には、電気火災の発生を防止するため、電気設備に関する技術基準を定める省令に基づき、配線用遮断器を設置する。(b)

④ 灯油を使用して放射性固体廃棄物を焼却処理する焼却炉は、以下のとおり、異常燃焼による火災の発生を防止する。

i. 排ガスの温度が最高使用温度に到達する前に灯油供給弁を閉止する排

ガス温度高インターロックを設置する。(c)

ii. 送風機ファンが停止した場合に灯油供給弁を閉止する燃焼用空気停止インターロックを設置する。(加工事業変更許可申請書)

iii. 火災が途切れた場合に灯油供給弁を閉止する燃焼装置失火インターロックを設置する。(d-2)

(3) 火災の感知及び消火(a)

建物・構築物には、以下のとおり、消防法に基づき設備・機器を設置する。

- ① 自動火災報知設備(火災感知設備(煙、熱、空気管式)及びそれに連動する警報設備(ベル)等)を設置する。
- ② 消火設備(消火器)は、床面積から必要となる本数以上で消火設備(消火器)までの歩行距離が 20m 以下となる位置に設置する。
- ③ 消火設備(屋外消火栓)は、建物各部からの水平距離が 40m 以下となる位置に設置する。
- ④ 防火水槽は、各建物からの水平距離が 100m 以下となる位置に設置する。また、建物及びその周辺を消火するため、可搬消防ポンプを設置する。

(4) 火災の影響軽減(b)

- ① 使用電圧が高く大きな電流を扱う非常用ディーゼル発電機の屋外ケーブル系統は、JIS C 3005 に定める 60 度傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。また、火災による影響から防護するため、水素供給設備の地震インターロック(独立二系統)に係るケーブルは、鋼製の管に収納する。
- ② 潤滑油又は作動油を内包する設備・機器には、潤滑油又は作動油が漏えいした際の火災範囲を限定するために、内包する潤滑油又は作動油を全量溜めることができるオイルパンを当該設備・機器の下部に設置し、また、火災による影響を軽減するため不燃性の遮熱板(鋼製)を設置することにより、油火災に対して閉じ込め機能を維持する。
- ③ 火災発生時の温度上昇により臨界防止及び閉じ込め機能への影響が考えられる焼却設備焼却炉の電力用ケーブル及び計測・制御用ケーブルは、火災により損傷し、その機能が喪失した場合に対象設備が安全側に動作(運転停止)する。

(5) 水素を取り扱う設備・機器(d-1)

水素を取り扱うロータリーキルン、連続焼結炉等の設備・機器は、大きな地震力が作用する前に当該設備・機器の水素ガス供給配管系統へ水素ガスの供給を停止する地震インターロック(独立二系統)、窒素ガス供給配管系統に炉内爆発防止用の窒素ガスを供給するレシーバータンクを設置する。

規制庁は、申請のあった建物・構築物及び設備・機器の火災等による損傷の防止に関して、消防法に従って建物・構築物に警報設備及び消火設備を設置していること、建物・構築物及び設備・機器の主要な構造材等に不燃性材料又は難燃性

材料を使用する設計としていること、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド等を参考に火災影響評価を行い、等価時間に対し十分な耐火性能を有する火災区域を設定していること、潤滑油等を内包する構成機器についてはオイルパン等を設置することにより影響を軽減する設計としていること、水素を取り扱う設備・機器については水素ガスの供給を停止する措置を講じる設計としていることなどを確認できたことから、技術基準規則第11条の規定に適合していることを確認した。

3-1-8 技術基準規則第12条(加工施設内における溢水による損傷の防止)

技術基準規則第12条においては、安全機能を有する施設は、加工施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない、と規定している。

本申請に係る建物・構築物及び設備・機器については、安全機能を有する施設として、以下のとおり、溢水による損傷を防止する設計としている。

(1) 防護対象施設の選定

防護対象施設として、加工事業変更許可申請書に記載したとおり、臨界防止の観点からウランを内包する設備・機器、閉じ込めの観点から気体廃棄設備及び火災の発生防止の観点から制御盤等の電気設備を選定している。

(2) 溢水量及び溢水防護区画の設定

- ① 溢水量については、加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づき、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器(ウラン廃液等を内包する設備・機器及び水配管等のユーティリティ配管)の破損等により生じる溢水を想定し、隔離弁の閉止操作等により漏えいが停止するまでに配管の破損個所から流出する漏水量と隔離範囲内の系統保有水量を合算して保守的に設定している。
- ② 建物・構築物には、溢水防護区画を設定し、第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域との扉等に想定される最大の溢水高さより高い堰を設け、溢水の拡大を防止する。また、堰の内側に漏水検知警報設備を設置する。

(3) 防護対象施設に関する溢水評価及び防護設計

- ① 地震検知時に工業用水及び水道水の配管に設置する遮断弁を閉止し、空調用水等を送液するポンプを停止する地震インターロックを設置する。また、蒸気の供給を停止するために、蒸気遮断弁を閉止する地震インターロックを設置する。
- ② 地震時において手動でも溢水源を遮断できるようにするため、工業用水及び水道水の供給配管に手動遮断弁を設置する。
- ③ 形状寸法で臨界管理する設備・機器及びウラン質量を管理する設備・機器は、加工事業変更許可申請書に記載したとおり、水の浸入を想定した核的制限値を設定し、被水、没水による臨界を防止する。

- ④ 核的制限値を設定する設備・機器は、ウランが存在する部位を溢水防護区画において想定される最大の溢水高さより高い位置で取り扱うか、容器やケーシング等で覆い、ウランが存在する部位への水の浸入を防止する。
- ⑤ 漏水検知時に管理区域内の漏水拡大を防止するため、管理区域内への工業用水、水道水及び空調用水等の供給を停止する漏水インターロックを設置する。
- ⑥ 建物・構築物及び設備・機器の制御盤には、配線用遮断器を設置し、溢水による電気火災を防止する。
- ⑦ 分別・解体フードの構成機器であるドラム缶傾転機のバッテリーについては、不燃性のカバー内に収納し、被水による電気火災を防止する。
- ⑧ 気体廃棄設備(4)を構成する排気設備(排気ファン及びその制御盤並びに高性能エアフィルタ)は、防護区画内で想定される溢水水位より高い位置に設置するとともに、その制御盤及び分電盤には配線用遮断器を設置し、溢水による電気火災を防止する。

規制庁は、申請のあった建物・構築物及び設備・機器の溢水による損傷の防止に関して、内部溢水の規模等をもとにし、臨界を防止し、電気火災の発生を防止する設計としていることなどを確認できたことから、技術基準規則第12条の規定に適合していることを確認した。

3-1-9 技術基準規則第13条(安全避難通路等)

技術基準規則第13条においては、加工施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない、と規定している。

- a. その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路(第一号)
- b. 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明(第二号)
- c. 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源(第三号)

本申請に係る建物・構築物については、以下のとおり、安全避難通路等を設置する設計としている。

- (1) 建物・構築物には、単純、明確かつ容易に識別できる安全避難通路及び避難口を設置する。(a)
- (2) 建物・構築物の安全避難通路には、外部電源系統が喪失した場合に、非常用ディーゼル発電機から給電される非常用照明及び誘導灯を設置する。(b)
- (3) 非常用照明は建築基準法施行令の設置基準に基づき、また、誘導灯は消防法施行規則に基づき設置する。(b)

- (4) 設計基準事故が発生した場合に用いる懐中電灯及びポータブル発電機を含む投光器は、防災資機材保管場所及び予備防災資機材保管場所に設置する。
(c)

規制庁は、申請のあった建物・構築物に設置する安全避難通路等に関して、安全避難通路が容易に識別でき、非常用電源に接続した照明装置を設置する設計としていることなどを確認できたことから、技術基準規則第13条の規定に適合していることを確認した。

3-1-10 技術基準規則第14条(安全機能を有する施設)

技術基準規則第14条においては、

- a. 安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように設置されたものでなければならない。(第1項)
 - b. 安全機能を有する施設は、当該安全機能を有する施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。(第2項)
 - c. 安全機能を有する施設に属する設備であって、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、加工施設の安全性を損なうことが想定されるものは、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。(第3項)
 - d. 安全機能を有する施設は、他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の加工施設において共用する場合には、加工施設の安全性が損なわれないように設置されたものでなければならない。(第4項)
- と規定している。

本申請に係る建物・構築物及び設備・機器については、安全機能を有する施設として、以下のとおり、その安全機能を発揮することができる設計としている。

- (1) 建物・構築物及び設備・機器は、通常時の温度、湿度、圧力及び放射線環境下において、臨界防止、閉じ込め、遮蔽等の必要な安全機能を発揮することができる。(a)
- (2) 建物・構築物及び設備・機器は、安全機能を確認するための検査又は試験及び安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう、作業者の立入が容易な場所に設置する。(b)
- (3) 各種クレーンは、落下防止のためクレーン本体で走行レールを挟み込むとともに、レールにストッパーを設ける設計とし、また電力の供給が停止した場合に、核燃料物質等を安全に保持できる。(c)
- (4) 法第52条の規定に基づく核燃料物質の使用施設と共用する設備・機器のう

ち、非常用ディーゼル発電機は、使用施設側の過負荷、短絡により破損しないよう、給電する設備・機器までの間に配線用遮断器を設置すること、放射性固体廃棄物の廃棄設備及び保管廃棄設備は使用施設の廃棄物の仕様、廃棄方法が加工施設と同様であり、使用施設との共用に十分な保管容量を有していること、放射線管理施設は使用施設と同じ放射線管理基準を適用することから共用により加工施設の安全性を損なわない。(d)

規制庁は、申請のあった安全機能を有する施設が通常時及び設計基準事故時に想定される環境条件において、その安全機能を発揮できる設計であることなどを確認できたことから、技術基準規則第14条の規定に適合していることを確認した。

3-1-11 技術基準規則第16条(搬送設備)

技術基準規則第16条においては、核燃料物質を搬送する設備(人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。)は、次に掲げるところによるものでなければならない、と規定している。

- a. 通常搬送する必要がある核燃料物質を搬送する能力を有するものであること。(第一号)
- b. 核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合に、核燃料物質を安全に保持しているものであること。(第二号)

本申請に係る核燃料物質等を搬送する設備・機器のうち、人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがある設備・機器(クレーン等)は、必要な量の核燃料物質等を搬送する能力を有し、動力の供給が停止した場合には核燃料物質等を安全に保持する機能を有する設計としている。(a、b)

規制庁は、申請のあった搬送設備に関して、必要な搬送能力を有し、動力の供給が停止した場合には保持機能を有する設計としていることを確認できたことから、技術基準規則第16条の規定に適合していることを確認した。

3-1-12 技術基準規則第18条(警報設備等)

技術基準規則第18条においては、

- a. 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、技術基準規則第19条第一号の放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。(第1項)
- b. 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施

設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていなければならない。(第2項)
と規定している。

本申請に係る建物・構築物及び設備・機器については、以下のとおり、警報設備等を設置する設計としている。

- (1) 建物には、施設外への放射性物質の漏えいを防止するため、「3-1-8 技術基準規則第12条(加工施設内における溢水による損傷の防止)」に記載したとおり、堰の内側に漏水検知警報設備を設置する。(a)
- (2) 付属建物第3核燃料倉庫及び付属建物劣化・天然ウラン倉庫には、火災の発生を早期に感知し、警報するために、「3-1-7 技術基準規則第11条(火災等による損傷の防止)」に記載したとおり、消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。(a)
- (3) 設備・機器には、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込めるため、「3-1-6 技術基準規則第10条(閉じ込めの機能)」に記載したとおり、閉じ込め機能が維持できない場合に速やかに対処するための警報設備(堰の漏水検知警報設備及び負圧警報装置等)又はインターロック(液体状のウラン等のオーバーフローを防止するための液位高インターロック及び給排気ファンの起動停止インターロック等)を設置する。(a、b)
- (4) 設備・機器には、火災、爆発の発生を防止するため、「3-1-7 技術基準規則第11条(火災等による損傷の防止)」に記載したとおり、過加熱による設備・機器の損傷を防止するためのインターロック(排ガスの温度が最高使用温度に到達する前に灯油供給弁を閉止する排ガス温度高インターロック等)、爆発の発生を防止するためのインターロック(水素ガス供給配管系統への供給を停止する地震インターロック)を設置する。(b)
- (5) 放射線管理施設のうち、エリアモニタ、ハンドフットモニタ、ダストモニタについては、管理区域内の空間線量、第1種管理区域から退出する者の表面密度、第1種管理区域の排気中の放射性物質濃度が警報値を超えた場合に警報を表示及び吹鳴する警報設備を設置する。また、モニタリングポストには、周辺監視区域境界の空間線量に異常を検知した場合に警報を表示及び吹鳴する警報設備を設置する。(a)

規制庁は、申請のあった建物・構築物及び設備・機器に関して、過加熱、閉じ込め機能の喪失等を防止するために警報設備等を設置する設計としていることを確認できたことから、技術基準規則第18条の規定に適合していることを確認した。

3-1-13 技術基準規則第19条(放射線管理施設)

技術基準規則第19条においては、工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない、と規定している。

- a. 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度(第一号)
- b. 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度(第二号)
- c. 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度(第三号)

本申請に係る建物・構築物及び設備・機器については、以下のとおり、放射線管理施設を設置する設計としている。

- (1) 付属建物第3核燃料倉庫には、出入口近くの第1種管理区域内に、放射線業務従事者等の汚染検査、除染を行うための検査エリア及びシャワー室を設置する。(c)
- (2) 第1種管理区域からの排気中の放射性物質の濃度を監視するために、排気塔にダストモニタを設置するとともに、放射線管理棟の安全管理室にダストモニタの測定状況を監視するための警報監視盤を設置する。(a)
- (3) 排水中の放射性物質の濃度については、放射能測定装置(α β 線用)を用いて排水貯留池の排水中の放射性物質の濃度を確認した後、排水口から放出する。(b)
- (4) 第1種管理区域及び第2種管理区域における空間線量を監視するために、建物内にエリアモニタを設置する。(c)
- (5) 第1種管理区域における空気中の放射性物質の濃度を監視するために、建物内にエアスニファを設置する。(c)
- (6) 第1種管理区域からの退出管理のために、第1種管理区域の出入口にハンドフットモニタを設置する。(c)
- (7) 周辺監視区域境界における空間線量を監視するためにモニタリングポストを設置するとともに、放射線管理棟の安全管理室にモニタリングポストの測定状況を監視するためのモニタリングポスト収集表示を設置する。また、モニタリングポストの伝送系は、社内伝送網による有線伝送及び社外伝送網による無線伝送により多様化する。(c)

規制庁は、申請のあった放射線管理施設に関して、排気中の放射性物質の濃度、管理区域における空間線量、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度を計測する施設等を設置する設計としていることを確認できたことから、技術基準規則第19条の規定に適合していることを確認した。

3-1-14 技術基準規則第20条(廃棄施設)

技術基準規則第20条においては、放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)は、次に掲げるところによるものでなければならない、と規定している。

- a. 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。(第一号)
- b. 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。(第二号)
- c. 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。(第三号)
- d. 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。(第四号)
- e. 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。(第五号)

本申請に係る設備・機器については、安全機能を有する施設として、以下のとおり、廃棄施設を設ける設計としている。

(1) 気体廃棄物の廃棄設備

- ① 気体廃棄設備は、排気ダクトを通して、高性能エアフィルタによってろ過した後、放射性気体廃棄物を排気口から屋外へ放出する。(c)
- ② 気体廃棄設備には、加工事業変更許可申請書に記載した排気能力以上の性能を有する排気ファンを設置するとともに、加工事業変更許可申請書に記載したウランの捕集効率を有し容易に取り換えが可能な高性能エアフィルタを設置する。(a、d)
- ③ 給排気ダクトの屋外との境界部には、逆流防止ダンパを設置し、放射性流体の屋外への拡散を防止する。(b)

(2) 液体廃棄物の廃棄設備

- ① 廃液処理設備(3)を含む系統には、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める値($2 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$)以下となるように、凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換によりウランを除去する。(a)
- ② 廃液処理設備(第1次申請から第6次申請で認可済みのものを含む。)で処理した排水は、排水貯留池に貯留し、排水口から放出する。(e)

規制庁は、申請のあった廃棄施設に関して、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できる設計としていることを確認できたことから、技術基準規則第20条の規定に適合していることを確認した。

3-1-15 技術基準規則第21条(核燃料物質等による汚染の防止)

技術基準規則第21条においては、加工施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、核燃料物質等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、核燃料物質等による汚染を除去しやすいものでなければならない、と規定している。

付属建物第3核燃料倉庫については、第1種管理区域の床及び人が触れるおそれがある壁表面に、核燃料物質等による汚染を除去しやすいよう、ウランが浸透しにくく、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(難燃性材料)で塗装する設計としている。

規制庁は、申請のあった建物・構築物の核燃料物質等による汚染の防止に関して、建物内部の床及び人が触れるおそれがある壁の表面をウランが浸透しにくく、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(難燃性材料)で塗装する設計としていることを確認できたことから、技術基準規則第21条の規定に適合していることを確認した。

3-1-16 技術基準規則第22条(遮蔽)

技術基準規則第22条においては、

- a. 安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。(第1項)
- b. 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられたものでなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。(第2項)

と規定している。

本申請に係る建物・構築物については、安全機能を有する施設として、以下のとおり、遮蔽する設計としている。

- (1) 通常時における直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界にお

ける線量を合理的に達成できる限り低くするため、加工事業変更許可申請書に記載したとおり、線量評価において考慮した建物の鉄筋コンクリート製の壁、床及び屋根の厚さ以上とする。(a、b)

- (2) 空シリンダ置場について、従業員が空シリンダに近接し外部被ばくすることを防止するため、周囲にフェンスを設置する。(加工事業変更許可申請書)

規制庁は、申請のあった建物・構築物の遮蔽に関して、加工事業変更許可申請書において直接線及びスカイシャイン線による公衆の被ばく線量の評価で考慮した壁等の厚さ以上であることを確認できたことから、技術基準規則第22条の規定に適合していることを確認した。

3-1-17 技術基準規則第23条(換気設備)

技術基準規則第23条においては、加工施設内の核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない、と規定している。

- a. 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。(第一号)
- b. 核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。(第二号)
- c. ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。(第三号)

本申請に係る建物・構築物及び設備・機器については、安全機能を有する施設として、以下のとおり、換気設備を設ける設計としている。

- (1) 付属建物第3核燃料倉庫には、第1種管理区域の換気を行うため気体廃棄設備を設置する。また、気体廃棄設備には、加工事業変更許可申請書に記載した換気能力以上の性能を有する排気ファンを設置するとともに、加工事業変更許可申請書に記載したウランの捕集効率を有し容易に取り換えが可能な高性能エアフィルタを設置する。(a、c)
- (2) 気体廃棄設備は、給排気ダクトの屋外との境界部に、気体廃棄物の屋外への拡散を防止するため、逆流防止ダンパを設置する。(b)

規制庁は、申請のあった建物・構築物及び設備・機器に関して、放射線障害を防止するために必要な換気能力を有する気体廃棄設備を設置する設計としていることなどを確認できたことから、技術基準規則第23条の規定に適合していることを確認した。

3-1-18 技術基準規則第24条(非常用電源設備)

技術基準規則第24条においては、

- a. 加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、加工施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。(第1項)
- b. 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けられていなければならない。(第2項)

と規定している。

本申請に係る建物・構築物及び設備・機器については、以下のとおり非常用電源設備を設置する設計としている。

- (1) 気体廃棄設備(排気ファン)、放射線管理施設(エアスニファ、エリアモニタ、ハンドフットモニタ、ダストモニタ及びモニタリングポスト)、非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備及び通信連絡設備(電話設備(有線式))),加工施設外と通信連絡するための非常用通報設備(有線式の通信連絡設備(ファクシミリ装置)及び無線式の通信連絡設備(固定式衛星電話))、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明及び誘導灯)は、外部電源系統が喪失した場合においても、その機能を維持できるよう、非常用ディーゼル発電機に接続する。(a)
- (2) 非常用通報設備(非常ベル設備及び放送設備)は、無停電電源装置に接続し、また、非常用通報設備(放送設備及び通信連絡設備(電話設備(有線式))),加工施設外と通信連絡するための非常用通報設備(有線式の通信連絡設備(ファクシミリ装置)及び無線式の通信連絡設備(固定式衛星電話))、緊急対策設備(1)(非常用照明及び誘導灯)及び自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)は、バッテリーを内蔵し、外部電源系統が喪失した場合に非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間、その機能を維持する。(b)
- (3) 非常用通報設備(電話設備(無線式))及び加工施設外と通信連絡するための非常用通報設備(携帯電話及び携帯式衛星電話)は、バッテリーを内蔵し、必要な機能を維持する。(b)
- (4) 放射線管理施設のうち、エリアモニタ及びダストモニタは、無停電電源装置に接続し、また、モニタリングポストは、無停電電源装置に接続するとともにバッテリーを内蔵し、外部電源系統が喪失した場合に非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間、その機能を維持する。(b)

規制庁は、申請のあった建物・構築物及び設備・機器は、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、加工施設の安全性を確保するために必要

な機能を維持するために、非常用電源設備等に接続する設計としていることを確認できたことから、技術基準規則第24条の規定に適合していることを確認した。

3-1-19 技術基準規則第25条(通信連絡設備)

技術基準規則第25条においては、

- a. 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならない。(第1項)
- b. 工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線が設けられていなければならない。(第2項)

と規定している。

本申請に係る建物については、以下のとおり、通信連絡設備を設置する設計としている。

- (1) 設計基準事故が発生した場合において、工場内の人に対して退避に必要な指示を行うため、非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備及び通信連絡設備(電話設備(有線式及び無線式)))を設置する。(a)
- (2) 設計基準事故が発生した場合において、施設外の必要な場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線(固定式、携帯式)として、輻湊等による制限を受けない直接回線による有線式の電話設備及び輻湊等による制限を受けにくい衛星電話(固定式、携帯式)等を、事故時の活動拠点として機能する防災ルーム等に設置する。(b)

規制庁は、申請のあった建物・構築物に設置する通信連絡設備に関して、設計基準事故が発生した場合において、工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、通信連絡設備を設置するとともに、施設外の必要な場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設置する設計としていることを確認できたことから、技術基準規則第25条の規定に適合していることを確認した。

3-2 本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の工事の計画について

規制庁は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の工事の計画に関して、技術基準規則の各条文に適合するよう工事を実施し、建物・構築物及び設備・機器の新設、改造等の工事については保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、保安のための措置を以下のとおり行うとしていることを確認できたことから、技術基準への適合性を確認するための検査を行うまでの間、核燃料物質を貯蔵し、又は放射性廃棄物を保管廃棄した状態を維持することに関し、安全確保が図られることを確認した。

- (1) 室内に核燃料物質が保管又は貯蔵されている工事については、設備・機器に核燃料物質がない状態又は工事を実施する付近に核燃料物質がない状態で実施する。
- (2) 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- (3) 気体廃棄設備の工事については、工事の進捗に併せ気体廃棄設備の切り替えをしながら運転を行い、第1種管理区域の負圧を維持する。また、閉じ込めの機能を維持できるように、建物への目張り及び停止する気体廃棄設備の接合部に閉止板等による閉止措置を講じる。また、局所排気システムのダクトを取り外す場合には、当該局所排気システムに接続する設備・機器は使用禁止とする。
- (4) 汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、設備・機器の除染を行う。工事の際に発生する粉塵については、局所排気装置を設置し汚染の拡大を防止する。
- (5) 設備・機器の撤去及び除染作業等で発生する核燃料物質で汚染されたものは、200ドラム缶に収納し、放射性固体廃棄物として保管廃棄する。
- (6) 建物・構築物の改造工事のために一時的に取り外しが必要な非常用通報設備、消火設備及び自動火災報知設備等の設備は、代替措置を講じることにより安全機能を維持する。
- (7) 第1種管理区域内において撤去する設備・機器については、撤去後、床表面を修復し、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(難燃性材料)で塗装し、技術基準への適合性を確認するための検査(外観等)を実施する。
- (8) 本申請に係る建物・構築物及び設備・機器については、各建物・構築物及び設備・機器に求められる技術基準への適合性を確認するための検査(員数、外観、寸法、配置、材料、据付、系統、臨界安全、面速、作動、性能等)を実施する。
- (9) 本申請に係る建物・構築物及び設備・機器については、技術基準への適合性を確認するための検査を行うまでの間、その機能を維持する。

なお、申請者は、工事に係る安全管理等について、以下のとおり実施するとしている。

- (1) 工事を実施するにあたっては、労働安全衛生法等の関係法令に基づき労働災害の防止を図る。
- (2) 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立入りを制限する。
- (3) 工事に火気を使用する場合、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、周辺の設備・機器を難燃性シートにより養生する。
- (4) 管理区域内の工事では、作業者は個人用の線量測定器、その他必要な安全保護具を着用する。
- (5) 緊急事態(火災等)が発生した場合には、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断するなどの措置を講じる。

規制庁は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の設計及び工事の計画について、3-1及び3-2に示すとおり確認したことから、本申請が法第16条の2第3項第2号の規定に適合しているものと認める。

4. 分割申請(7回に分割して申請)の整合性

規制庁は、本申請が加工事業規則第3条の2の2第3項の規定による設計及び工事の計画の分割申請の最後の申請(第7次申請)であることから、第1次申請から第6次申請の認可事項及び本申請の設計及び工事の計画について、加工事業変更許可申請書に基づき必要な事項が申請されていることを以下のとおり確認した。

- (1) 添付書類Ⅲ「設工認分割申請の最終申請における確認」の資料1「累積表に申請次数を色別管理した一例」及び資料2「事業許可要求事項の設工認展開の再確認」等から、加工事業変更許可申請書に基づく設計及び工事の計画として、全体を通じて申請されるべき全ての建物・構築物及び設備・機器が申請されていること
- (2) 添付書類Ⅲ「設工認分割申請の最終申請における確認」の資料2「事業許可要求事項の設工認展開の再確認」及び資料6「表 建物・構築物及び設備・機器に反映する事業許可申請書の内容(一例)」等により、加工施設全体が加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に従ったものであることが適切に評価されていること

添付書類Ⅲ「設工認分割申請の最終申請における確認」の資料7「表2 申請対象と加工施設(設工認)の技術基準との対応表(星取表を色別管理した一例)」により、加工施設全体が技術基準規則に適合するものであることが適切に評価されていること、また、設備・機器の取り合い部についても、加工工程図及び設備・機器系統図等により未申請部分がないことを含め、適切に評価されていること

- (3) 添付書類Ⅲ「設工認分割申請の最終申請における確認」の資料10「溢水高さ妥当性確認結果について」、資料11「インターロック及び警報の機能に関する確認について」及び資料12「遮蔽設計関係の確認について」等から、各分割申請で完結しない機能・性能等に係る設計について、先行申請の審査において確認した事項が本申請と設計上の不整合が生じていないこと

なお、本申請の設計と、先行申請され認可した設計との間には一部記載内容に差があるが、これらについては、分割申請の進捗に伴うものであり、技術基準規則への適合性に影響するものではない。

5. 審査結果

規制庁は、1から4の事項を確認したことから、本申請について、法第16条の2第3項各号のいずれにも適合しているものと認める。

技術基準規則各条文への適合性を審査した事項^{注1)}

1. 化学処理設備

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}			第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条		
			核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備		
UF ₆ 蒸発・加水分解設備 (工場棟転換工場)	蒸発器 ^{※5} シリンダ過加熱防止インターロック シリンダ圧力高インターロック UF ₆ 漏えい拡大防止(電導度)インターロック 地震インターロック(蒸発器、コールドトラップ、コールドトラップ(小)) シリンダ取外しインターロック	4基	改造	○																						
	コールドトラップ ^{※5} コールドトラップ温度高インターロック コールドトラップ圧力高インターロック	2基	改造	○																						
	コールドトラップ(小) ^{※5} コールドトラップ(小)温度高インターロック コールドトラップ(小)圧力高インターロック コールドトラップ(小)捕集中の温度高インターロック	2基	改造	○																						
	循環貯槽 ^{※5} 加水分解装置(エジェクタ) 液貯槽ポンプ停止インターロック 循環貯槽液位高インターロック 循環貯槽液位低インターロック	2基	改造	○																						
	熱交換器(循環貯槽) ^{※5}	2基	改造 ¹⁾	○																						
	堰(循環貯槽) ^{※5} 堰漏水検知警報設備	1基	新設	○																						
	UF ₆ 貯槽 ^{※6} UF ₆ 貯槽液位高インターロック	6基	改造	○																						
	熱交換器(UF ₆ 貯槽) ^{※6}	2基	改造 ¹⁾	○																						
	堰(UF ₆ 貯槽) ^{※6} 堰漏水検知警報設備	2式	新設	○																						
	液受槽 ^{※6} 液受槽液位高インターロック	2基	改造	○																						
調液貯槽 ^{※6}	4基	改造	○																							

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条		
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4) 注5)}				核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備		
			調液貯槽液位高インターロック																								
			熱交換器(調液貯槽) ^{※6)}	2基	改造 ^{*1)}	○																					
沈殿設備 (工場棟転換工場)			沈殿槽 ^{※6)}			○																					
			沈殿槽液位高インターロック	4基	改造																						
			沈殿槽流量比インターロック																								
			堰(液貯槽) ^{※6)}	2式	新設	○																					
			堰漏水検知警報設備																								
熟成槽 ^{※6)}			熟成槽	10基	改造	○																					
			熟成槽液位高インターロック																								
	洗浄設備 (工場棟転換工場)			遠心分離機(洗浄用) ^{※6)}	2基	改造	○																				
				堰(洗浄槽) ^{※6)}	1式	新設	○																				
			堰漏水検知警報設備																								
			洗浄槽 ^{※6)}	8基	改造	○																					
固液分離設備 (工場棟転換工場)			洗浄槽液位高インターロック	2基	改造	○																					
			洗浄ろ液分離槽 ^{※6)}	2基	改造	○																					
			洗浄ろ液分離槽液位高インターロック																								
			遠心分離機(固液分離用) ^{※6)}	2基	改造	○																					
			ろ液分離槽 ^{※6)}	4基	改造	○																					
			ろ液分離槽液位高インターロック																								
			仕上り過機 ^{※6)}	2基	改造	○																					
			仕上り過機異常インターロック																								
			ろ過器(転換工程) ^{※6)}	4基	改造 ^{*1)}	○																					
			濃縮液受槽 ^{※6)}	2基	改造	○																					
			濃縮液受槽液位高インターロック																								
			清澄液受槽 ^{※6)}	6基	改造	○																					
			清澄液受槽液位高インターロック																								
			清澄液受槽 pH 異常インターロック																								
乾燥設備 (工場棟転換)			再生液貯槽 ^{※6)}	6基	改造	○																					
			再生液貯槽液位高インターロック																								
			洗浄液受槽 ^{※6)}	2基	改造	○																					
			洗浄液受槽液位高インターロック																								
			金属容器(溶液・スラリー)用台車 ^{※6)}	1基	改造 ^{*1)} 、確認	○																					
			金属容器(溶液・スラリー)																								
			予備成型乾燥機 ^{※6)}	2基	改造	○																					
		乾燥機 ^{※6)}	2基	改造	○																						
		乾燥機ベルト駆動停止インターロック																									

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)} 建物・構築物及び設備・機器 ^{注4) 注5)}			第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条		
			核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備		
工場)	乾燥機ADU厚み異常インターロック 乾燥機温度高インターロック 乾燥機運転制御機構																									
	粉末回収ボックス ^{※6)}	6基	改造 ^{*1)}	○																						
	ADUスクラバ ^{※6)} ADUスクラバ液位高インターロック ADUスクラバポンプ停止警報設備	2基	改造	○																						
	堰(ADUスクラバ) ^{※6)} 堰漏水検知警報設備	2式	改造	○																						
	ADUプロータンク ^{※6)}	2基	改造 ^{*1)}	○																						
	ADU受けホツバ ^{※6)}	2基	改造 ^{*1)}	○																						
	ADUバグフィルタ ^{※6)} フードボックス(ADUバグフィルタ)	2基	改造	○																						
	ADUバックアップフィルタ ^{※6)}	2基	改造 ^{*1)}	○																						
焙焼還元設備 (工場棟転換工場)	リサイクル粉搬送装置 ^{※6)}	2基	改造、確認	○																						
	リサイクル粉投入ボックス ^{※6)}	2基	改造	○																						
	リサイクル粉受けホツバ ^{※6)} スクリュウフィーダ	2基	改造 ^{*1)}	○																						
	ポリユーマ ^{※6)} スクリュウフィーダ	2基	改造 ^{*1)}	○																						
	ロータリーキルン ^{※6)} フードボックス(ロータリーキルン) 爆発圧力逃し機構 ロータリーキルン温度低インターロック ロータリーキルン炉内圧力低インターロック 燃焼チャンパ失火インターロック ロータリーキルン過加熱防止インターロック 水素漏えい検知インターロック 地震インターロック	2基	改造	○																						
	ダストチャンパ ^{※6)}	2基	確認	○																						
	UO ₂ プロータンク ^{※5)}	2基	改造 ^{*1)}	○																						
	UO ₂ フィルタ ^{※5)} フードボックス(UO ₂ フィルタ)	2基	改造 ^{*1)}	○																						
	UO ₂ バックアップフィルタ ^{※5)}	2基	改造	○																						
	UO ₂ 受けホツバ ^{※5)} フードボックス(UO ₂ 受けホツバ)	2基	改造 ^{*1)}	○																						

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条	
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4) 注5)}				核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備	
粉砕・充填設備 (工場棟転換工場)	粉砕機 ^{※5)} 粉砕機バグフィルタ フードボックス(粉砕機)	2基	改造	○																						
	充填装置 ^{※5)} フードボックス(充填装置)	2基	改造	○																						
混合設備 (工場棟転換工場)	大型混合装置 ^{※6)}	1基	改造	○																						
	サンブラ ^{※6)} フードボックス(サンブラ)	2基	改造	○																						
	バックアップフィルタ(サンブラ) ^{※6)}	1基	改造	○																						
	回転混合機(金属容器(粉末)混合) ^{※6)}	1基	改造	○																						
	サンプリング台 ^{※6)}	1基	改造	○																						
濃縮度混合設備 (工場棟転換工場)	粉砕機 ^{※6)} フードボックス(粉砕機) バグフィルタ	1基	改造	○																						
	粉末輸送装置② ^{※6)} フードボックス(粉末輸送装置②)	1基	改造	○																						
	バックアップフィルタ(粉末輸送装置②) ^{※6)}	1基	改造	○																						
	粉末充填ボックス ^{※6)}	1基	改造	○																						
	粉末抜き出しボックス ^{※6)}	1基	改造	○																						
	濃縮度混合工程用クレーン ^{※6)}	1基	改造	○																						
	粉末輸送装置①ホツパ部① ^{※6)} フードボックス(混合装置)	1基	改造 ^{†1)}	○																						
	バグフィルタ(粉末輸送装置①) ^{※6)}	1基	改造	○																						
	粉末回収ボックス ^{※6)}	1基	改造	○																						
	バックアップフィルタ(粉末輸送装置①) ^{※6)}	1基	改造	○																						
	混合装置 ^{※6)}	1基	改造	○																						
	粉末梱包機 ^{※6)} フードボックス(粉末梱包機)	1基	改造	○																						
	充填装置 ^{※6)} フードボックス(充填装置)	1基	改造	○																						
	粉末輸送装置①ホツパ部② ^{※6)} フードボックス(粉末輸送装置①ホツパ部②)	1基	改造	○																						
	粗成型用プレス ^{※6)} フードボックス(粗成型用プレス)	1基	改造	○																						
	スラグコンベア ^{※6)}	1基	改造	○																						
粉末集塵装置 ^{※6)}	1基	改造	○																							

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条	
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4) 注5)}				核燃料物質の臨界防止	安全機能をも有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能をも有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備	
	バックアップフィルタ(粉末集塵装置) ^{**6)}	1基	改造	○																						
	造粒機 ^{**6)}			○																						
	フードボックス(造粒機) 篩分機 オーバーサイズ粉受器	1基	改造																							
	アンダーサイズ粉受器 ^{**6)}	1基	改造	○																						
	小分け装置 ^{**6)} フードボックス(小分け装置)	1基	確認	○																						
	リフタ ^{**6)}	1基	改造	○																						
ウラン回収設備(第1系列)	原料フードボックス ^{**6)} 粉末フィーダ 原料フードボックス質量高インターロック	1基	改造	○																						
(工場棟転換工場)	溶解槽 ^{**6)} 溶解槽比重高インターロック 溶解槽液位高インターロック	1基	改造	○																						
	堰(ウラン回収第1系列) ^{**6)} 堰漏水検知警報設備	1式	新設	○																						
	遠心ろ過機 ^{**6)}	1基	改造	○																						
	溶解液受槽 ^{**6)} 溶解液受槽液位高インターロック	1基	改造	○																						
	ろ過器(1) ^{**6)}	2基	確認	○																						
	沈殿槽 ^{**6)} 沈殿槽液位高インターロック	1基	改造	○																						
	遠心分離機 ^{**6)} 遠心分離機異常インターロック	1基	改造	○																						
	乾燥機 ^{**6)}	1基	改造	○																						
	洗浄液受けポット ^{**6)} 洗浄液受けポット液位高インターロック	1基	改造	○																						
	ろ液受槽(1) ^{**6)} ろ液受槽(1)液位高インターロック	1基	改造	○																						
	ろ過器(2) ^{**6)}	1基	確認	○																						
	箱形乾燥機 ^{**6)}	2基	改造 ^{*1)}	○																						
	乾燥トレイ用台車 ^{**6)}	2基	確認	○																						
	明け替えフードボックス① ^{**6)} ホッパ 明け替えフードボックス②	1基	改造 ^{*1)}	○																						

技術基準規則の規定 ^{注2)注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)注5)}				核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備
		バックアップフィルタ(明け替えフードボックス①) ^{※6)}	1基	改造 ¹⁾	○																				
		pH調整槽 ^{※6)}	2基	改造	○																				
		pH調整槽液位高インターロック																							
		ろ過機(廃液用) ^{※6)}	1基	改造	○																				
		ろ過器(3) ^{※6)}	1基	新設	○																				
		解砕機 ^{※6)}	1基	改造	○																				
		解砕機フードボックス																							
		輸送装置 ^{※6)}	1基	改造	○																				
		フードボックス(仮焼炉)																							
		バックアップフィルタ(輸送装置) ^{※6)}	1基	改造 ¹⁾	○																				
		仮焼炉 ^{※6)}	1基	改造	○																				
		仮焼炉温度高インターロック																							
		粉末受けホッパ ^{※6)}	1基	改造	○																				
		充填ボックス																							
ウラン回収設備(第2系列)		イオン交換装置(吸着塔) ^{※6)}	12基	改造	○																				
		フードボックス(イオン交換装置)																							
(工場棟転換工場)		堰(ウラン回収第2系列-1) ^{※6)}	1式	新設	○																				
		堰漏水検知警報設備																							
		酸洗装置 ^{※6)}	1基	改造 ¹⁾	○																				
		オーバーフロー液受槽 ^{※6)}	1基	改造 ¹⁾	○																				
		オーバーフロー液受槽液位高インターロック																							
		堰(ウラン回収第2系列-2) ^{※6)}	1式	新設	○																				
		堰漏水検知警報設備																							
		投入ボックス ^{※6)}	2基	改造	○																				
		溶出槽 ^{※6)}	2基	改造	○																				
		拔出ボックス ^{※6)}	2基	確認	○																				
		中間槽 ^{※6)}	2基	改造	○																				
		中間槽液位高インターロック																							
		ろ過器(中間槽) ^{※6)}	2基	確認	○																				
		溶出液受槽 ^{※6)}	3基	改造	○																				
		溶出液受槽液位高インターロック																							
		リサイクル液受槽 ^{※6)}	3基	改造	○																				
		リサイクル液受槽液位高インターロック																							
		洗浄液受槽 ^{※6)}	2基	改造	○																				
		洗浄液受槽液位高インターロック																							
		沈殿槽 ^{※6)}	2基	改造	○																				

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4) 注5)}				核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備
			沈殿槽液位高インターロック																						
		1基	遠心分離機 ^{*6}	改造	○																				
			遠心分離機異常インターロック																						
		1基	ろ液受槽 ^{*6}	改造	○																				
			ろ液受槽pH異常インターロック																						
			ろ液受槽液位高インターロック																						
		1基	仕上げる過器 ^{*6}	確認	○																				
		1基	乾燥機 ^{*6}	改造	○																				
		1基	乾燥排気フィルタ ^{*6}	確認	○																				
		1基	ADU受ホッパ ^{*6}	改造	○																				
		1基	ADU抜出ボックス ^{*6}	確認	○																				
		1基	粉碎機 ^{*6}	改造	○																				
			フードボックス(粉碎機)																						
		1基	スクラップ仮焼炉 ^{*6}	改造	○																				
			スクラップ仮焼炉温度高インターロック																						
		1基	仮焼ポート用台車 ^{*6}	改造	○																				
		1基	ヒュームフード(1) ^{*6}	改造 ^{*1}	○																				
		1基	ヒュームフード(2) ^{*6}	改造 ^{*1}	○																				
		1基	箱型乾燥機 ^{*6}	改造 ^{*1}	○																				
ウラン回収設備(第3系列)			回転混合機 ^{*6}	改造	○																				
		1基	フードボックス(粉末投入用)(回転混合機)	改造	○																				
			フードボックス(回転混合機)																						
(付属建物除染室・分析室)		1基	粉末回収ボックス ^{*6}	改造	○																				
ウラン回収設備(第4系列)		1式	シリнда洗浄装置	改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		1式	堰(シリнда洗浄装置)	新設		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			堰漏水検知警報設備																						
(付属建物シリнда洗浄棟)		1基	スクラバ	改造		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			液位高警報設備																						
		1基	洗浄液受槽(1)	改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			液位高警報設備																						
		1基	洗浄液受槽(2)	改造		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			液位高警報設備																						

技術基準規則の規定 ^{注2)注3)}			第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条	
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)注5)}			核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備	
	クレーン(洗浄室)	1基	確認	○	○				○	○	○		○		○										
	洗浄残渣沈殿槽	2基	改造	○	○	○		○	○	○	○		○				○								
	洗浄残渣沈殿槽液位高インターロック																								
	ろ過器	1基	改造	○	○	○			○	○	○		○				○								
	遠心分離機	1基	改造	○	○	○		○	○	○	○		○				○								
液受槽	1基	改造	○	○	○		○	○	○	○		○				○									
建物	シリンダ貯蔵ピット(シリンダ傾転台含む)	1式	撤去																	○					
	工場棟転換工場 ^{*4}	1式	改造 ^{*1}	○																					
	付属建物シリンダ洗浄棟 ^{*6}	1式	改造	○																					

注1: 「○」は、技術基準規則各条文への適合性を審査した事項(加工事業変更許可申請書で規定した内容及び技術基準規則の要求事項が新規基準施行前と変更がなく、設計変更がなく、かつ、工事を行わないことを確認できた項目等については、審査対象外とした。)

注2: 本申請に係る加工施設については、技術基準規則の「第三章 重大事故等対処施設(第26条～第39条)」の規定は適用されない。

注3: 本申請に係る加工施設については、安全上重要な施設はないため、技術基準規則中の安全上重要な施設に係る規定は適用されない。

注4: 「新設」は建物・構築物又は設備・機器を新たに設置すること、「改造」は既存の建物・構築物又は設備・機器の更新、仕様又は構造を変更すること、「確認」は工事を実施しないもの、「撤去」は建物・構築物又は設備・機器を撤去することを示す。

なお、「*1」～「*2」は、以下のことをそれぞれ示す。

「*1」: 既設を撤去し、新規に製作し設置するものを含む。

「*2」: ※の注釈は以下を示す。

※n: 当該建物・構築物又は設備・機器は n 次申請で次回以降の申請にて適合性を確認するとしていた技術基準に対する仕様を申請する。

注5: 本申請に係る建物・構築物及び設備・機器のうち、注1に基づいて技術基準規則各条文への適合性を審査した結果、審査事項がないものについては記載を省略している。

2. 成形施設

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条	
				核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備	
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4) 注5)}																										
圧縮成型設備 (工場棟成型工場)	繰返し粉ホッパ台車 ^{※6)}	2基	確認	○																						
	繰返し粉搬送装置 ^{※6)}	1基	確認	○																						
	繰返し粉中間ホッパ ^{※6)} フードボックス(繰返し粉輸送ホッパ(1))	1基	改造	○																						
	繰返し粉投入ホッパ ^{※6)} フードボックス(繰返し粉輸送ホッパ(2))	1基	改造	○																						
	繰返し粉小分けボックス ^{※6)}	1基	改造	○																						
	バックアップフィルタ(粉末輸送) ^{※6)} バックアップフィルタ(繰返し粉輸送ホッパ(2)) バックアップフィルタ(原料粉末輸送ホッパ)	3基	改造	○																						
	繰返し粉投入ボックス ^{※6)} 容器昇降リフト	1基	改造	○																						
	明替えボックス ^{※6)}	1基	確認	○																						
	大型混合装置 ^{※6)}	2基	改造	○																						
	大型粉末容器抜出ボックス ^{※6)}	2基	改造	○																						
	大型粉末容器用クレーン ^{※6)}	2基	改造	○																						
	原料粉末ホッパ ^{※6)} フードボックス(原料粉末輸送ホッパ、粗成型用プレスフィーダ) 粗成型用プレスフィーダ	2基	改造	○																						
	粉末混合機 ^{※6)} フードボックス(粉末投入用)(粉末混合機)	2基	改造	○																						
	粗成型用プレス ^{※6)} フードボックス(粗成型用プレス)	2基	改造	○																						
	スラグコンベア ^{※6)}	2基	改造	○																						
	粉末集塵装置 ^{※6)} 粉末集塵装置(粗成型工程) フードボックス(粉末集塵装置(粗成型工程)) 粉末集塵装置(本成型工程) フードボックス(粉末集塵装置(本成型工程))	4基	改造	○																						
	バックアップフィルタ(粉末集塵装置) ^{※6)} バックアップフィルタ(粉末集塵装置(粗成型工程))	4基	改造	○																						

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}			第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条	
			核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備	
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4) 注5)}																									
	バックアップフィルタ(粉末集塵装置(本成型工程))																								
	造粒機 ^{※6}	2基	改造	○																					
	アンダーサイズ粉受器 フードボックス(造粒機)	2基	改造、確認	○																					
	造粒粉末小分けボックス ^{※6}	2基	改造、確認	○																					
	造粒粉末ホッパ ^{※6} フードボックス(造粒粉末輸送ホッパ(1))	2基	改造	○																					
	潤滑剤混合機 ^{※6} 造粒粉末輸送ホッパ(2) フードボックス(造粒粉末輸送ホッパ(2)、潤滑剤混合機)	2基	改造	○																					
	回転混合機 ^{※6}	4基	改造	○																					
	本成型用プレス ^{※6} フードボックス(本成型用プレス) 本成型用プレスフィーダ 本成型用プレスホッパ ペレットコンベア	2基	改造	○																					
	ペレット移替機(1) ^{※6} フードボックス(ペレット移替機) 圧粉体密度測定装置 ボートコンベア	1基	改造	○																					
	ペレット移替機(2) ^{※6} フードボックス(ペレット移替機) 圧粉体密度測定装置 ボートコンベア	1基	改造	○																					
	乗移台 ^{1)※6}	1基	改造	○																					
	試験用プレス ^{※6} フードボックス(試験用プレス)	1基	改造	○																					
	フードボックス(1) ^{※6}	1基	確認	○																					
	フードボックス(2) ^{※6}	1基	改造	○																					
	フードボックス(3) ^{※6}	1基	確認	○																					
焼結設備 (工場棟成型工場)	連続焼結炉 ^{※6} 連続焼結炉供給ガス圧力低下インターロック 連続焼結炉着火源喪失インターロック 水素漏えい検知インターロック	2基	改造	○																					

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条	
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4) 注5)}				核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の設置	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備	
	連続焼結炉過加熱防止インターロック 連続焼結炉冷却水圧力低下インターロック 地震インターロック 爆発圧力逃し機構																									
	バッチ式小型焼結炉 ^{※6)} 供給ガス圧力低下インターロック 着火源喪失警報 水素漏えい検知インターロック バッチ式小型焼結炉過加熱防止インターロック バッチ式小型焼結炉冷却水圧力低下インターロック 地震インターロック 爆発圧力逃し機構	1基	改造	○																						
研削設備 (工場棟成型工場)	センターレスグラインダ ^{※6)} フードボックス(センターレスグラインダ)	4基	改造	○																						
	ペレットコンベア ^{※6)}	4基	改造	○																						
	パーツフィーダ ^{※6)} フードボックス(パーツフィーダ)	4基	改造	○																						
	ペレット配列機 ^{※6)}	4基	改造	○																						
	ペレットレイコンベア ^{※6)}	1基	改造 ^{*1)}	○																						
	冷却水循環槽 ^{※6)} 遠心分離機(研削) ^{※6)}	4基	改造	○																						
ペレット検査設備 (工場棟成型工場)	ペレット外観検査装置 ^{※6)} 金属容器(ペレット)受	5基	改造	○																						
	ペレット寸法密度検査装置 ^{※6)} 焼結体密度検査装置 ^{※6)}	1基	確認	○																						
粉末再生設備 (工場棟成型工場)	洗浄ボックス(研削工程) ^{※6)}	2基	改造 ^{*1)}	○																						
	液受槽(研削工程) ^{※6)}	2基	新設	○																						
	ロータ用台車 ^(1)※6)	1台	確認	○																						
	循環槽 A・B ^{※6)}	1基	新設	○																						
	ろ過器 ^{※6)} ろ過器(洗浄ボックス) ろ過器(フードボックス(洗浄用))	2基	新設	○																						
	スラッジ回収機能付き遠心分離機 ^{※6)} スラッジ回収ボックス	1基	改造 ^{*1)}	○																						
	研削屑乾燥機 ^{※6)}	2基	改造	○																						

技術基準規則の規定 ^{注2)注3)} 建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)注5)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条	
				核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備	
	研削屑乾燥機乾燥条件未達取り出し防止インターロック																									
	フードボックス(4) ^{※6}	1基	確認	○																						
	フードボックス(5) ^{※6}	1基	確認	○																						
	ペレット明替機 ^{※6} ペレット明替機1ポート制限インターロック	1基	確認	○																						
	酸化炉(1) ^{※6} 酸化炉温度高インターロック	2基	改造	○																						
	酸化炉(2) ^{※6} 酸化炉温度高インターロック	2基	改造	○																						
	粉砕機(1) ^{※6} フードボックス(粉末投入用)(粉砕機) フードボックス(粉砕機)	1基	改造	○																						
	粉砕機(2) ^{※6} フードボックス(粉末投入用)(粉砕機) フードボックス(粉砕機)	1基	改造	○																						
	洗浄ボックス(圧縮成型工程) ^{※6}	1基	改造	○																						
	液受槽(圧縮成型工程) ^{※6}	1基	新設	○																						
	遠心分離機(洗浄) ^{※6}	1基	改造 ^{*1}	○																						
圧縮成型設備 (加工棟成型工場)	粉末集塵装置(加工棟) ^{※6} 粉末集塵装置(粗成型工程) フードボックス(粉末集塵装置(粗成型工程)) 粉末集塵装置(本成型工程) フードボックス(粉末集塵装置(本成型工程))	2基	改造	○																						
焼結設備 (加工棟成型工場)	連続焼結炉(加工棟) ^{※6} 連続焼結炉供給ガス圧力低下インターロック 連続焼結炉着火源喪失インターロック 水素漏えい検知インターロック 連続焼結炉過加熱防止インターロック 連続焼結炉冷却水圧力低下インターロック 地震インターロック 爆発圧力逃し機構	1基	改造	○																						
研削設備 (加工棟成型工場)	冷却水循環槽(研削)(加工棟) ^{※6} 遠心分離機(研削)(加工棟) ^{※6}	1基	改造	○																						
	洗浄水循環槽(加工棟) ^{※6}	2基	改造	○																						

建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)注5)}				技術基準規則の規定 ^{注2)注3)}																						
				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条	
				核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備	
粉末再生設備 (加工棟成型工場)	ろ過器(加工棟) ^{※6)}	1基	新設	○																						
	遠心分離機(洗浄)(加工棟) ^{※6)}	2基	確認	○																						
圧縮成型設備 (加工棟成型工場)	粉末篩分機 ^{※2)}			○																						
	フードボックス(粉末投入用)(粉末篩分機)	2基	改造																							
	フードボックス(粉末篩分機)																									
	電動リフト ^{※2)}			○																						
	粉末篩分機用電動リフト 中型混合機用電動リフト 本成型プレス用電動リフト	4台	確認																							
	一次混合機 ^{※2)}			○																						
	フードボックス(粉末投入用)(粉末混合機1) 容器リフト(粉末混合機1) フードボックス(粉末混合機1)	1基	改造																							
	フードボックス(1) ^{※2)}	1基	改造	○																						
	フードボックス(2) ^{※2)}	1基	確認	○																						
	回転混合機 ^{※2)}	3基	改造	○																						
	二次混合機 ^{※2)}			○																						
	フードボックス(粉末投入用)(粉末混合機2) 粉碎機 容器リフト(粉末混合機2) フードボックス(粉末混合機2)	1基	改造																							
	濃度調整混合機 ^{※2)}			○																						
フードボックス(粉末投入用)(中型混合機) フードボックス(中型混合機)	1基	改造																								
粗成型用プレス ^{※2)}			○																							
フードボックス(粗成型用プレス)	1基	改造																								
粗成型用プレスフィーダ ^{※2)}			○																							
フードボックス(粗成型用プレスフィーダ)	1基	改造																								
スラグコンベア ^{※2)}			○																							
バックアップフィルタ ^{※2)}			○																							
バックアップフィルタ(粉末集塵装置(粗成型工程)) バックアップフィルタ(粉末集塵装置(本成型工程))	2基	確認																								

建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)注5)}				技術基準規則の規定 ^{注2)注3)}																					
				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
				核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備
	造粒機 ^{※2}	1基	改造	○																					
	フードボックス(造粒機)																								
	本成型用プレス ^{※2}	1基	改造	○																					
	フードボックス(本成型用プレス)																								
	フードボックス(粉末投入用)(本成型用プレス)																								
	ペレットコンベア																								
	ペレット整列機 ^{※2}	1基	改造	○																					
	フードボックス(ペレット整列機)																								
	研削設備(加工棟成型工場)	1基	改造	○																					
	センターレスグラインダ ^{※2}	1基	改造	○																					
	フードボックス(センターレスグラインダ)																								
	ペレットコンベア ^{※2}	1基	改造	○																					
	パーツフィーダ ^{※2}	1基	改造	○																					
	フードボックス(パーツフィーダ)																								
	ペレット配列機 ^{※2}	1基	改造	○																					
	ペレット検査設備(加工棟成型工場)	1基	改造	○																					
	ペレット外観検査装置 ^{※2}																								
	金属容器(ペレット)受																								
	ペレット寸法密度測定台 ^{※2}	1基	改造	○																					
	粉末再生設備(加工棟成型工場)	2基	確認	○																					
	洗浄ボックス ^{※2}																								
	ロータ用台車(2) ^{※2}	1台	確認	○																					
	研削屑乾燥機 ^{※2}	1基	改造	○																					
	研削屑乾燥機乾燥条件未達取り出し防止インターロック																								
	フードボックス(3) ^{※2}	1基	確認	○																					
	酸化炉 ^{※2}	1基	改造	○																					
	酸化炉温度高インターロック																								
	粉砕機 ^{※2}	1基	改造	○																					
	フードボックス(粉末投入用)(粉砕機)																								
	フードボックス(粉砕機)																								
	工場棟成型工場 ^{※4}	1式	改造	○																					
	加工棟成型工場 ^{※2}	1式	改造	○																					

注1: 「○」は、技術基準規則各条文への適合性を審査した事項(加工事業変更許可申請書で規定した内容及び技術基準規則の要求事項が新規基準施行前と変更がなく、設計変更がなく、かつ、工事を行わないことを確認できた項目等については、審査対象外とした。)

注2: 本申請に係る加工施設については、技術基準規則の「第三章 重大事故等対処施設(第26条～第39条)」の規定は適用されない。

注3： 本申請に係る加工施設については、安全上重要な施設はないため、技術基準規則中の安全上重要な施設に係る規定は適用されない。

注4： 「新設」は建物・構築物又は設備・機器を新たに設置又は追加すること、「改造」は既存の建物・構築物又は設備・機器の更新、仕様又は構造を変更すること、「確認」は工事を実施しないもの、「撤去」は建物・構築物又は設備・機器を撤去することを示す。

なお、「*1」～「*2」は、以下のことをそれぞれ示す。

「*1」： 既設を撤去し、新規に製作し設置するものを含む。

「*2」： ※の注釈は以下を示す。

※n： 当該建物・構築物又は設備・機器は n 次申請で次回以降の申請にて適合性を確認するとしていた技術基準に対する仕様を申請する。

注5： 本申請に係る建物・構築物及び設備・機器のうち、注1に基づいて技術基準規則各条文への適合性を審査した結果、審査事項がないものについては記載を省略している。

3. 被覆施設

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条	
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4) 注5)}				核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備	
燃料棒組立設備 (工場棟成型工場)	ペレット乾燥機 ^{※6}	8基	改造	○																						
	ペレット挿入機 ^{※6}	2基	改造	○																						
	ペレットレイ用台車 ^{(3)※6}	2台	確認	○																						
	端面洗浄機 ^{※6}	2基	確認	○																						
	端栓圧入機 ^{※6}	2基	改造	○																						
	端栓周溶接装置 ^{※6}	4基	確認	○																						
燃料棒搬送設備 (工場棟成型工場)	He加圧溶接装置 ^{※6}	2基	改造	○																						
燃料棒搬送設備 (工場棟成型工場)	燃料棒ラインコンベア ^{※6}	1式	改造、確認	○																						
	端栓切断機 ^{※6}	1基	確認	○																						
燃料棒補修設備 (工場棟成型工場)	端栓圧入機 ^{※6}	1基	確認	○																						
	UO ₂ 明替ボックス ^{※6}	1基	改造	○																						
燃料棒搬送設備 (工場棟組立工場)	燃料棒ラインコンベア ^{※6}	1式	改造 ^{*1}	○																						
燃料棒検査設備 (工場棟組立工場)	超音波検査装置 ^{※6}	1基	改造	○																						
	シールX線検査装置 ^{※6}	1基	改造	○																						
	燃料棒全長・重量測定装置 ^{※6}	1基	改造	○																						
	渦電流検査装置 ^{※6}	1基	確認	○																						
	線走査装置 ^{※6}	1基	確認	○																						
	ヘリウムリーク試験装置 ^{※6}	3基	改造	○																						
	定盤 ^{※6}	3基	改造	○																						
燃料棒受台 ^{※6}	1基	確認	○																							
燃料棒組立設備 (加工棟成型工場)	ペレット乾燥機 ^{※2}	2基	確認	○																						
	ペレット挿入機 ^{※2}	1基	確認	○																						
	ペレットレイ用台車 ^{(4)※2}	1台	確認	○																						
	端栓圧入機 ^{※2}	1基	確認	○																						
	He加圧溶接装置 ^{※2}	1基	確認	○																						
	端栓周溶接装置 ^{※2}	1基	確認	○																						
端栓切断機 ^{※2}	1基	改造	○																							

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4) 注5)}				核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備
燃料棒補修設備 (加工棟成型工場)	ペレット取出台 ^{※2}	1基	改造	○																					
燃料棒搬送設備 (加工棟成型工場)	燃料棒ラインコンベア ^{※2}	1基	改造	○																					
燃料棒検査設備 (加工棟成型工場)	線走査装置 ^{※2}	1基	確認	○																					
	スタック台 ^{※2}	1基	確認	○																					

注1: 「○」は、技術基準規則各条文への適合性を審査した事項(加工事業変更許可申請書で規定した内容及び技術基準規則の要求事項が新規基準施行前と変更がなく、設計変更がなく、かつ、工事を行わないことを確認できた項目等については、審査対象外とした。)

注2: 本申請に係る加工施設については、技術基準規則の「第三章 重大事故等対処施設(第26条～第39条)」の規定は適用されない。

注3: 本申請に係る加工施設については、安全上重要な施設はないため、技術基準規則中の安全上重要な施設に係る規定は適用されない。

注4: 「新設」は建物・構築物又は設備・機器を新たに設置すること、「改造」は既存の建物・構築物又は設備・機器の更新、仕様又は構造を変更すること、「確認」は工事を実施しないもの、「撤去」は建物・構築物又は設備・機器を撤去することを示す。

なお、「*1」～「*2」は、以下のことをそれぞれ示す。

「*1」: 既設を撤去し、新規に製作し設置するものを含む。

「*2」: ※の注釈は以下を示す。

※n: 当該建物・構築物又は設備・機器は n 次申請で次回以降の申請にて適合性を確認するとしていた技術基準に対する仕様を申請する。

注5: 本申請に係る建物・構築物及び設備・機器のうち、注1に基づいて技術基準規則各条文への適合性を審査した結果、審査事項がないものについては記載を省略している。

4. 組立施設

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4) 注5)}				核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備
燃料集合体組立設備 (工場棟組立工場)	マガジン挿入装置 ^{※6}	2基	確認	○																					
	マガジン昇降台	2基	確認	○																					
	マガジン ^{※6}	4基	確認	○																					
	運搬台車 ^{※6}	2台	改造	○																					
	マガジン架台 ^{※6}	3基	改造	○																					
	マガジン姿勢変換台 ^{※6}	1基	改造	○																					
	燃料集合体組立装置 ^{※6}	3基	改造	○																					
	マガジン架台部 ^{※6}	1台	確認	○																					
燃料集合体洗浄装置 ^{※6}	1式	改造	○																						
ジブクレーン ^{※6}	1基	改造	○																						
燃料集合体検査設備 (工場棟組立工場)	エンベロープ検査装置 ^{※6}	1基	改造	○																					
	チャンネル検査装置 ^{※6}	1基	改造	○																					
	燃料集合体検査定盤 ^{※6}	1基	改造	○																					
	燃料集合体検査測定台 ^{※6}	3基	確認	○																					
	ジブクレーン ^{※6}	2基	改造	○																					
	燃料集合体外観検査台 ^{※6}	1基	改造	○																					
燃料集合体検査ビット ^{※6}	3基	改造	○																						
建物	工場棟組立工場 ^{※4}	1式	改造 ^{※1}	○																					

注1: 「○」は、技術基準規則各条文への適合性を審査した事項(加工事業変更許可申請書で規定した内容及び技術基準規則の要求事項が新規基準施行前と変更がなく、設計変更がなく、かつ、工事を行わないことを確認できた項目等については、審査対象外とした。)

注2: 本申請に係る加工施設については、技術基準規則の「第三章 重大事故等対処施設(第26条～第39条)」の規定は適用されない。

注3: 本申請に係る加工施設については、安全上重要な施設はないため、技術基準規則中の安全上重要な施設に係る規定は適用されない。

注4: 「新設」は建物・構築物又は設備・機器を新たに設置すること、「改造」は既存の建物・構築物又は設備・機器の更新、仕様又は構造を変更すること、「確認」は工事を実施しないもの、「撤去」は建物・構築物又は設備・機器を撤去することを示す。

なお、「*1」～「*2」は、以下のことをそれぞれ示す。

「*1」: 既設を撤去し、新規に製作し設置するものを含む。

「*2」: ※の注釈は以下を示す。

※n: 当該建物・構築物又は設備・機器は n 次申請で次回以降の申請にて適合性を確認するとしていた技術基準に対する仕様を申請する。

注5: 本申請に係る建物・構築物及び設備・機器のうち、注1に基づいて技術基準規則各条文への適合性を審査した結果、審査事項がないものについては記載を省略している。

5. 核燃料物質の貯蔵施設

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4) 注5)}				核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備
原料貯蔵設備 (付属建物原料貯蔵所)	粉末輸送容器貯蔵枠	1式	改造	○	○	○				○	○														
	シリンダ貯蔵ピット ^{※6)}	1式	確認	○																					
	シリンダ転倒装置(原料貯蔵所)	1基	改造	○	○	○				○	○														
	天井走行クレーン(原料貯蔵所 5t)	1基	改造	○	○	○				○	○					○									
原料貯蔵設備 (工場棟転換工場)	シリンダ貯蔵架台 ^{※6)}	1式	改造 ¹⁾	○																					
	シリンダ転倒装置 ^{※6)}	1基	改造	○																					
	天井走行クレーン(転換 5t) ^{※6)}	1基	確認	○																					
粉末貯蔵設備 (工場棟転換工場)	大型粉末容器貯蔵架台 ^{※6)}	1式	改造 ¹⁾	○																					
	大型粉末容器 ^{※6)}	72基	改造	○																					
	大型粉末容器用台車 ^{※6)}	1基	改造	○																					
	仕掛品貯蔵棚 ^{※6)}	3基	改造	○																					
	SUS容器用台車(3) ^{※6)}	2台	確認	○																					
	SUS容器用台車(4) ^{※6)}	1台	確認	○																					
	スクラップ貯蔵棚(粉末用) ^{※6)}	1基	改造	○																					
	運搬台車 ^{※6)}	7基	改造	○																					
粉末貯蔵設備 (工場棟成型工場)	粉末一時貯蔵棚 ^{※6)}	4基	改造	○																					
	金属容器(粉末)用台車(2) ^{※6)}	2台	改造	○																					
	スクラップ貯蔵棚(粉末用) ^{※6)}	16基	改造	○																					
粉末貯蔵設備 (付属建物除染室・分析室)	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(作業室(2)) ^{※6)}	4基	改造	○																					
粉末貯蔵設備	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第2核燃料倉庫) ^{※6)}	58基	改造	○																					

建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)注5)}				技術基準規則の規定 ^{注2)注3)}																					
				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
				核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備
(付属建物第2核燃料倉庫)	電動リフト ^{※6)}	1台	確認	○																					
粉末貯蔵設備 (付属建物第3核燃料倉庫)	粉末回収・ベレット取扱ボックス	1基	確認	○	○	○				○	○					○									
	粉末容器ハンドリング装置	1基	確認	○	○	○				○	○					○									
	内容器用台車	6台	確認	○						○	○					○									
	他社用台車	3台	確認	○						○	○					○									
	SUS 容器用台車(2)	3台	確認	○						○	○					○									
	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃料倉庫)リフト	6基、3基	改造	○	○	○				○	○					○									
	粉末容器構内運搬車	1台	改造	○					○	○	○					○									
クレーン(第3核燃料倉庫)	1基	改造 ¹⁾	○	○	○				○	○					○										
劣化・天然ウラン貯蔵設備 (付属建物劣化・天然ウラン倉庫)	保管容器(劣化・天然ウラン用)	1式	確認					○		○	○				○										
UO ₂ ベレット貯蔵設備 (工場棟成型工場)	圧粉ベレット一時貯蔵棚(1) ^{※6)}	1基	確認	○																					
	圧粉ベレット一時貯蔵棚(2) ^{※6)}	1基	改造	○																					
	圧粉ベレット一時貯蔵棚(3) ^{※6)}	1基	確認	○																					
	ベレットラインコンベア(1) ^{※6)}	1基	改造	○																					
	ベレットラインコンベア(2) ^{※6)}	1基	改造	○																					
	乗移台 ^{2)※6)}	1基	改造	○																					
	ボート運搬台車 ^{※6)}	2台	確認	○																					
	焼結ベレット一時貯蔵棚(1) ^{※6)}	1基	確認	○																					
	焼結ベレット一時貯蔵棚(2) ^{※6)}	1基	改造	○																					
	焼結ベレット一時貯蔵棚(3) ^{※6)}	1基	改造	○																					
	ベレットラインコンベア(3) ^{※6)}	1基	改造	○																					
	ベレットラインコンベア(4) ^{※6)}	1基	改造	○																					
	ボート(焼結)用台車(1) ^{※6)}	1台	確認	○																					
	ボート(焼結)用台車(2) ^{※6)}	2台	確認	○																					

技術基準規則の規定 ^{注2)注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
				核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)注5)}																									
					スクラップ貯蔵棚(ベレット用) ^{※6}	2基	確認	○																	
	金属容器(ベレット) ^{※6}	30個	改造 ^{*1}	○																					
	金属容器(ベレット)用台車(1) ^{※6}	1台	確認	○																					
	仕上りベレット一時貯蔵棚 ^{※6}	4基	改造	○																					
	仕上りベレット貯蔵棚 ^{※6}	1式	改造 ^{*1}	○																					
	仕上りベレット貯蔵棚用台車 ^{※6} 仕上りベレット貯蔵棚用台車(1) 仕上りベレット貯蔵棚用台車(2)	2台	確認	○																					
	ベレットレイ用台車(1) ^{※6}	1台	確認	○																					
	余剰ベレット貯蔵棚 ^{※6}	4基	改造	○																					
	金属缶用台車(1) ^{※6}	1台	確認	○																					
UO ₂ ベレット貯蔵設備 (付属建物第3核燃料倉庫)	ベレット貯蔵棚	30基	改造	○	○	○				○	○			○											
	金属缶用台車(2)	1台	確認	○						○	○			○											
燃料棒貯蔵設備 (工場棟成型工場)	燃料棒一時貯蔵棚 ^{※6}	1基	確認	○																					
	ロッドチャンネル用台車(1) ^{※6}	1台	確認	○																					
燃料棒貯蔵設備 (工場棟組立工場)	燃料棒一時貯蔵棚 ^{※6}	1基	確認	○																					
	ロッドチャンネル用台車(2) ^{※6}	1台	改造	○																					
	ロッドチャンネル用台車(3) ^{※6}	1台	改造	○																					
	燃料棒貯蔵棚 ^{※6}	2基	改造	○																					
	トラバース ^{※6}	1台	改造	○																					
	運搬車 ^{※6}	1台	改造 ^{*1}	○																					
燃料棒貯蔵設備 (加工棟成型工場)	燃料棒構内運搬車	1台	改造	○				○		○	○			○											
燃料棒貯蔵設備	保存燃料棒貯蔵棚	1基	改造	○	○	○				○	○			○											
	ロッドチャンネル用台車(5)	1台	確認	○						○	○			○											

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
				核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備
(付属建物第3核燃料倉庫)	ロッドチャンネル用リフト	1台	確認	○						○	○				○	○									
	燃料集合体貯蔵設備(工場棟組立工場)	燃料集合体一時貯蔵架台 ^{※6}	29基	改造	○																				
	天井走行クレーン(組立北 4.8t) ^{※6}	1基	確認	○																					
	天井走行クレーン(組立北 3t) ^{※6}	1基	確認	○																					
	天井走行クレーン(組立南 5t) ^{※6}	1基	確認	○																					
	燃料集合体貯蔵架台 ^{※6}	90基	改造	○																					
	燃料集合体移送装置 ^{※6}	1基	改造 ⁴⁾	○																					
洗浄残渣貯蔵設備(付属建物シンダ洗浄棟)	洗浄残渣貯蔵棚	3基	改造	○	○	○				○	○	○		○											
	洗浄残渣コンベア	1基	改造	○	○	○				○	○	○		○											
	チャッキングリフト	1基	改造	○	○	○				○	○	○		○											
	棚搬入コンベア	1基	改造	○	○	○				○	○	○		○											
	SUS 容器用台車(5)	1基	改造	○						○	○	○		○											
	洗浄残渣乾燥機	1式	改造	○	○	○				○	○	○		○											
	洗浄残渣明替フードボックス																								
回転混合機(金属容器(粉末)混合)	1基	改造	○	○	○				○	○	○		○												
建物	付属建物第3核燃料倉庫	1式	改造 ⁴⁾	○	○	○		○	○	○	○	○		○				○		○	○	○			
	付属建物劣化・天然ウラン倉庫	1式	改造		○	○		○	○	○	○			○							○				
	付属建物原料貯蔵所 ^{※6}	1式	改造	○																					
粉末貯蔵設備(加工棟成型工場)	粉末一時貯蔵棚 ^{※2}	6基	改造	○																					
	SUS 容器用台車(1) ^{※2}	1台	確認	○																					
	金属容器(粉末)用台車(3) ^{※2}	2台	確認	○																					
	フードボックス(4) ^{※2}	1基	確認	○																					
	原料粉末貯蔵棚 ^{※2}	2基	改造	○																					
	電動リフト ^{※2}																								
	粉末貯蔵室(1)用電動リフト	2台	確認	○																					
粉末貯蔵室(2)用電動リフト																									
スクラップ貯蔵棚(粉末用) ^{※2}	4基	改造	○																						
圧粉ペレット貯蔵棚 ^{※2}	1基	確認	○																						

建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)注5)}				技術基準規則の規定 ^{注2)注3)}																							
				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条		
				核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の設置	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備		
UO ₂ ペレット貯蔵設備 (加工棟成型工場)	ペレットラインコンベア(1) ^{*2}	1基	確認	○																							
	ペレットラインコンベア(2) ^{*2}	1基	確認	○																							
	焼結ペレット貯蔵棚 ^{*2}	1基	確認	○																							
	ペレットラインコンベア(3) ^{*2}	1基	確認	○																							
	ボート(焼結)用台車(3) ^{*2}	1台	確認	○																							
	ボート(焼結)用台車(4) ^{*2}	1台	確認	○																							
	金属容器(ペレット)用台車(2) ^{*2}	1台	確認	○																							
	仕上りペレット一時貯蔵棚(1) ^{*2}	1基	改造	○																							
	仕上りペレット一時貯蔵棚(2) ^{*2}	1基	改造	○																							
	ペレットレイ用台車(2) ^{*2}	1台	確認	○																							
	仕上りペレット貯蔵棚(1)～(32) ^{*2}	32基	改造	○																							
	仕上りペレット貯蔵棚用台車(3) ^{*2}	1台	確認	○																							
仕上りペレット貯蔵棚用台車(4) ^{*2}	1台	改造	○																								
燃料棒貯蔵設備 (加工棟成型工場)	燃料棒貯蔵棚 ^{*2}	1基	確認	○																							
	ロッドチャンネル用台車(4) ^{*2}	1台	確認	○																							
建物	付属建物第2核燃料倉庫 ^{*4}	1式	改造	○																							

注1: 「○」は、技術基準規則各条文への適合性を審査した事項(加工事業変更許可申請書で規定した内容及び技術基準規則の要求事項が新規基準施行前と変更がなく、設計変更がなく、かつ、工事を行わないことを確認できた項目等については、審査対象外とした。)

注2: 本申請に係る加工施設については、技術基準規則の「第三章 重大事故等対処施設(第26条～第39条)」の規定は適用されない。

注3: 本申請に係る加工施設については、安全上重要な施設はないため、技術基準規則中の安全上重要な施設に係る規定は適用されない。

注4: 「新設」は建物・構築物又は設備・機器を新たに設置すること、「増設」は構造及び機能が既存と同一の建物・構築物又は設備・機器の台数を増やすこと、「改造」は既存の建物・構築物又は設備・機器の更新、仕様又は構造を変更すること、「確認」は工事を実施しないもの、「撤去」は建物・構築物又は設備・機器を撤去することを示す。

なお、「*1」～「*2」は、以下のことをそれぞれ示す。

「*1」: 既設を撤去し、新規に製作し設置するものを含む。

「*2」: ※の注釈は以下を示す。

※n: 当該建物・構築物又は設備・機器は n 次申請で次回以降の申請にて適合性を確認するとしていた技術基準に対する仕様を申請する。

注5: 本申請に係る建物・構築物及び設備・機器のうち、注1に基づいて技術基準規則各条文への適合性を審査した結果、審査事項がないものについては記載を省略

している。

6. 放射性廃棄物の廃棄施設

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条	
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4) 注5)}				核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造物	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備	
気体廃棄設備(4) (付属建物第3核燃料倉庫)	給気ファン	1式	確認		○	○		○		○	○	○		○				○					○			
	給排気ファンの起動停止インターロック	1式	確認		○	○		○		○	○	○		○				○		○			○	○		
	排気ファン	1式	確認		○	○		○		○	○	○		○				○		○			○	○		
	給排気ファンの起動停止インターロック	1式	確認		○	○		○		○	○	○		○				○		○			○	○		
	給排気ファンの起動停止インターロック 負圧警報装置	1式	確認		○	○		○		○	○	○		○				○		○			○	○		
	高性能エアフィルタ	1式	改造		○	○				○	○	○		○						○			○			
	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	1式	確認		○	○				○	○	○		○						○			○			
	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	1式	改造		○	○				○	○	○		○						○			○			
	給気ダクト・ダンパ	1式	改造		○	○				○	○	○		○						○			○			
	給気ダクト・ダンパ	1式	改造		○	○				○	○	○		○						○			○			
廃液処理設備(3) (付属建物シリンダ洗浄棟)	廃液貯槽(洗浄工程)	1基	改造		○	○		○		○	○	○		○				○		○						
	液位高警報設備	1基	改造		○	○		○		○	○	○		○				○		○						
	沈殿槽	1基	改造		○	○		○		○	○	○		○				○		○						
	液位高警報設備	1基	改造		○	○		○		○	○	○		○				○		○						
	遠心ろ過機	1基	改造		○	○		○		○	○	○		○				○		○						
	液受槽(1)	1基	改造		○	○		○		○	○	○		○				○		○						
	液位高警報設備	1基	改造		○	○		○		○	○	○		○				○		○						
	ろ過機	1基	改造		○	○		○		○	○	○		○				○		○						
	液受槽(2)	1基	改造		○	○		○		○	○	○		○				○		○						
	液位高警報設備	1基	改造		○	○		○		○	○	○		○				○		○						
	集水槽(チェック)	2基	改造		○	○		○		○	○	○		○				○		○						
	液位高警報設備	2基	改造		○	○		○		○	○	○		○				○		○						
	イオン交換塔	2基	改造		○	○		○		○	○	○		○				○		○						
液位高警報設備(イオン交換塔)	2基	改造		○	○		○		○	○	○		○				○		○							
液受槽(3)	1基	改造		○	○		○		○	○	○		○				○		○							
液位高警報設備(液受槽)	1基	改造		○	○		○		○	○	○		○				○		○							
乾燥機	1基	改造		○	○					○	○	○		○												
フードボックス	1基	改造		○	○					○	○	○		○												
廃液貯槽(チェック)	2基	改造		○	○		○		○	○	○		○				○		○							

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4) 注5)}				核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造物	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備
	液位高警報設備(廃液貯槽(チェック))																								
	廃液処理室回収ピット	1基	改造		○	○		○		○	○	○						○		○					
	液位高警報設備(廃液処理室回収ピット)	1式	新設		○	○		○		○	○	○						○							
	堰(廃液貯槽(洗浄工程))				○	○		○		○	○	○						○							
	測定室回収ピット	1基	改造		○	○		○		○	○	○						○		○					
	液位高警報設備																								
構築物	排水貯留池	2基	確認		○	○					○									○					
屋外に設置する設備・機器	排水貯留設備	2式	改造		○	○		○		○	○							○		○					
保管廃棄設備(放射線管理棟)	保管棚 廃液容器 受容器(保管棚) 漏水検知警報設備	3基	改造、確認		○	○		○		○	○	○						○		○					
焼却設備(付属建物第1廃棄物処理所)	焼却炉 投入フードボックス 拔出フードボックス 燃焼装置失火インターロック 排ガス温度高インターロック 燃焼用空気停止インターロック 送風機ファン	1基	改造		○	○		○		○	○	○						○							
	サイクロン フードボックス	1基	確認		○	○		○		○	○														
	フラッシュチャンバ	1基	改造		○	○		○		○	○														
	イオン交換材混合機	1基	確認		○	○		○		○	○	○													
	イオン交換材成型機	1基	確認		○	○		○		○	○	○													
	ピット 液位高警報設備	1基	改造 ^{*1}		○	○		○		○	○	○						○		○					
焼却設備(付属建物第1廃棄物処理所前室)	クレーン(第1廃棄物処理所前室)	1基	新設		○	○				○	○					○									
固体廃棄物処理設備(付属建物第2廃棄物処理所)	高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	1基	改造		○	○		○		○	○	○													
	破砕機	1基	改造		○	○		○		○	○	○													
	フードボックス																								
	クレーン(第2廃棄物処理所)	1基	改造		○	○		○		○	○	○				○									
固体廃棄物処理設備	ドラム缶用廃棄物プレス	1基	改造		○	○				○	○	○													

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4) 注5)}				核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の設置	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造物	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備
(放射線管理棟)																									
除染設備 (付属建物除染室・分析室)	超音波洗浄機	2基	改造、確認		○	○		○		○	○	○						○		○					
	廃水中和設備	1式	改造、確認		○	○		○		○	○	○						○		○					
	液位高警報設備																								
	分別・解体フード	1式	改造		○	○		○		○	○	○													
	水洗槽	1基	確認		○	○		○		○	○							○		○					
	切断フード	1基	確認		○	○		○		○	○								○		○				
	排水受槽	1基	改造		○	○		○		○	○	○						○		○					
	液位高警報設備																								
乾燥機	3基	改造、確認		○	○		○		○	○	○														
プラスト装置	2基	改造		○	○		○		○	○	○														
クレーン(除染室(2))	1基	改造 ^{*1}		○	○		○		○	○	○				○										
除染設備 (放射線管理棟)	解体用フードボックス	1式	確認		○	○				○	○														
	切断機	2基	改造、確認		○	○					○	○													
保管廃棄設備 (放射線管理棟)	廃棄物貯蔵設備(1)	1式	改造		○	○		○		○	○	○									○				
	ドラム缶ウラン量測定装置	1基	改造		○	○		○		○	○	○													
	クレーン(廃棄物一時貯蔵所)	1基	改造 ^{*1}		○	○		○		○	○	○				○									
保管廃棄設備 (付属建物放射線管理棟前室)	クレーン(放射線管理棟前室)	1基	新設		○	○				○	○					○									
建物	付属建物除染室・分析室 ^{*4}	1式	改造	○																					

注1: 「○」は、技術基準規則各条文への適合性を審査した事項(加工事業変更許可申請書で規定した内容及び技術基準規則の要求事項が新規基準施行前と変更がなく、設計変更がなく、かつ、工事を行わないことを確認できた項目等については、審査対象外とした。)

注2: 本申請に係る加工施設については、技術基準規則の「第三章 重大事故等対処施設(第26条～第39条)」の規定は適用されない。

注3: 本申請に係る加工施設については、安全上重要な施設はないため、技術基準規則中の安全上重要な施設に係る規定は適用されない。

注4: 「新設」は建物・構築物又は設備・機器を新たに設置すること、「改造」は既存の建物・構築物又は設備・機器の更新、仕様又は構造を変更すること、「確認」は工事を実施しないもの、「撤去」は建物・構築物又は設備・機器を撤去することを示す。

なお、「*1」～「*2」は、以下のことをそれぞれ示す。

「*1」: 既設を撤去し、新規に製作し設置するものを含む。

「*2」: ※の注釈は以下を示す。

※n: 当該建物・構築物又は設備・機器は n 次申請で次回以降の申請にて適合性を確認するとしていた技術基準に対する仕様を申請する。

注5: 本申請に係る建物・構築物及び設備・機器のうち、注1に基づいて技術基準規則各条文への適合性を審査した結果、審査事項がないものについては記載を省略

している。

7. 放射線管理施設

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}			第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条	
			核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備	
放射線管理施設 (工場棟転換工場、工場棟成型工場、加工棟成型工場、放射線管理棟、付属建物除染室・分析室、付属建物第2核燃料倉庫、付属建物第3核燃料倉庫、付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第2廃棄物処理所、付属建物シリンダ洗浄棟)	エアスニファ	1式 (採取口129箇所)	改造		○	○		○		○	○		○					○						○	
放射線管理施設 (工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場)	エリアモニタ	8台	改造		○	○		○		○	○		○				○	○						○	
放射線管理施設 (放射線管理棟、付属建物除染室・分析室、付属建物第2廃棄物)	ハンドフットモニタ	1式	改造		○	○		○		○	○		○				○	○						○	

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4) 注5)}				核燃料物質の臨界防止	安全機能等を有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能等を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備
処理所、付属建物第3核燃料倉庫)																									
放射線管理施設 (排気塔(工場棟転換工場、工場棟成型工場、加工棟成型工場、付属建物第3核燃料倉庫、付属建物第1廃棄物処理所、付属建物シリンダ洗浄棟))	ダストモニタ	6台	改造		○	○		○		○	○	○		○				○	○					○	
環境モニタリング設備 (加工成型工場)	ダストモニタ	1式	撤去																						
放射線管理施設 (屋外)	モニタリングポスト	1基	改造		○	○		○	○	○	○			○				○	○					○	

注1: 「○」は、技術基準規則各条文への適合性を審査した事項(加工事業変更許可申請書で規定した内容及び技術基準規則の要求事項が新規基準施行前と変更がなく、設計変更がなく、かつ、工事を行わないことを確認できた項目等については、審査対象外とした。)

注2: 本申請に係る加工施設については、技術基準規則の「第三章 重大事故等対処施設(第26条～第39条)」の規定は適用されない。

注3: 本申請に係る加工施設については、安全上重要な施設はないため、技術基準規則中の安全上重要な施設に係る規定は適用されない。

注4: 「改造」は既存の建物・構築物又は設備・機器の更新、仕様又は構造を変更すること、「撤去」は建物・構築物又は設備・機器を撤去することを示す。

注5: 本申請に係る建物・構築物及び設備・機器のうち、注1に基づいて技術基準規則各条文への適合性を審査した結果、審査事項がないものについては記載を省略している。

8. その他の加工施設

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4) 注5)}				核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備
建物 (工場棟転換工場、工場棟成型工場、加工棟成型工場、放射線管理棟、付属建物除染室・分析室、付属建物第2核燃料倉庫、付属建物第3核燃料倉庫、付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第2廃棄物処理所、付属建物シリンダ洗浄棟)	堰漏水検知警報設備	1式	新設		○	○		○		○	○	○						○							
工場棟成型工場に設置する付属の設備・機器	自動火災報知設備 警報設備 ^{※4}	1式	確認		○	○					○							○						○	
加工棟成型工場に設置する付属の設備・機器	消火設備 消火器 ^{※2}	1式	増設								○							○							
放射線管理棟に設置する付属の設備・機器	非常用通報設備 非常ベル設備 ^{※4}	1式	確認		○	○								○										○	○
	非常用通報設備 放送設備 ^{※4}	1式	確認		○	○								○										○	○
	非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備、ファクシミリ装置、業務用無線設備) ^{※4}	1式	確認		○	○								○										○	○
	自動火災報知設備 火災感知設備 ^{※4}	1式	増設		○	○					○			○										○	
	自動火災報知設備 警報設備 ^{※4}	1式	増設		○	○					○			○										○	

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4) 注5)}				核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄物処理施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備
付属建物第3	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	確認		○	○								○										○	○
核燃料倉庫	非常用通報設備 放送設備	1式	確認		○	○								○										○	○
に設置する付属の設備・機器	非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備)	1式	増設											○										○	○
	消火設備 屋外消火栓	1式	確認		○	○		○			○			○											
	消火設備 消火器	1式	増設								○			○											
	自動火災報知設備 火災感知設備	1式	確認		○	○					○			○					○					○	
	自動火災報知設備 警報設備	1式	確認		○	○					○			○					○					○	
	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	確認		○	○							○	○										○	
	緊急対策設備(1) 誘導灯	1式	確認		○	○							○	○										○	
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	1式	増設										○	○											
	緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)	1式	新設		○	○				○	○	○		○					○						
付属建物原料貯蔵所に設置する付属の設備・機器	自動火災報知設備 警報設備 ^{**6)}	1式	確認		○	○					○			○					○						○
付属建物劣化・天然ウラン倉庫に設置する付属の設備・機器	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	確認		○	○								○										○	○
	非常用通報設備 放送設備	1式	確認		○	○								○										○	○
	非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備)	1式	増設											○										○	○
	消火設備 屋外消火栓	1式	確認		○	○		○			○			○											
	消火設備 消火器	1式	確認								○			○											
	自動火災報知設備 火災感知設備	1式	確認		○	○					○			○					○					○	
	自動火災報知設備 警報設備	1式	確認		○	○					○			○					○					○	
	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	確認		○	○							○	○										○	
	緊急対策設備(1) 誘導灯	1式	確認		○	○							○	○										○	
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	1式	増設										○	○											
付属建物容器管理棟に設置する付属の設備・機器	自動火災報知設備 警報設備 ^{**4)}	1式	確認		○	○					○			○					○						○
付属建物第2廃棄物処理所に設置する付属の設備・機器	自動火災報知設備 警報設備 ^{**6)}	1式	確認		○	○					○			○					○						○
付属建物廃棄物管理棟	自動火災報知設備 警報設備 ^{**1)}	1式	増設		○	○					○			○					○						○

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4) 注5)}				核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備
に設置する付属の設備・機器																									
付属建物第1廃棄物処理所前室に設置する付属の設備・機器	消火設備 消火器 ^{※6)}	1 式	増設								○														
非常用電源設備 (放射線管理棟)	無停電電源装置	1 基	改造		○	○		○		○	○													○	
非常用電源設備 (付属建物発電機室)	非常用ディーゼル発電機 ^{※5)}	2 基	改造 ^{※1)}		○	○		○		○	○													○	
構築物	付属施設空シリンダ置場	1 式	確認		○				○	○	○											○			
	消火設備防火水槽	1 式	改造、確認		○	○					○														○
	消火設備可搬消防ポンプ	1 式	改造、増設					○		○	○														
屋外に設置する設備・機器	窒素ガス供給配管系統	1 式	改造		○	○		○		○	○														
	水素ガス供給配管系統	1 式	改造		○	○		○		○	○							○							
	地震インターロック																								
	溢水源供給停止設備(手動)	1 式	新設		○	○		○		○	○	○													
	溢水源供給停止設備(自動)				○	○		○		○	○	○							○						
	地震インターロック																								
	漏水インターロック	1 式	新設																						
	遮断弁(蒸気配管)																								
	地震インターロック																								
秤量設備	UF ₆ シリンダ秤量器	1 台	改造	○	○	○					○														
工場棟転換工場、工場棟成型工場、加工棟成型工場、付属建物除染室・分析室、付属建物	保安秤量器(シリンダ 1)~(シリンダ 3)	3 台	改造	○							○	○													
	保安秤量器(ウラン管理 5)~(ウラン管理 7)	3 台	改造	○						○	○														
	保安秤量器(転換工場 1)~(転換工場 10) ^{※6)}	10 台	改造	○																					
	保安秤量器(成型工場 1)~(成型工場 10) ^{※6)}	10 台	改造	○																					
	保安秤量器(ウラン管理 1)~(ウラン管理 4) ^{※6)}	4 台	改造	○																					
	保安秤量器(加工棟 1)~(加工棟 9) ^{※2)}	9 台	確認	○																					
	保安秤量器(分析 1)、(分析 2)	2 台	改造	○				○			○	○													

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4) 注5)}				核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の設置	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備
第3核燃料倉庫、付属建物原料貯蔵所、付属建物シリンダ洗浄棟)																									
分析設備 (工場棟転換工場、付属建物除染室・分析室)	同位体分析設備 ^{※5}	1式	確認	○																					
	不純物分析設備 ^{※5}	1式	確認、改造 ^{*1} 、新設	○																					
	物性測定設備 ^{※5}	1式	確認、改造	○																					
	試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備) ^{※5}	1式	改造	○																					

注1: 「○」は、技術基準規則各条文への適合性を審査した事項(加工事業変更許可申請書で規定した内容及び技術基準規則の要求事項が新規制基準施行前と変更がなく、設計変更がなく、かつ、工事を行わないことを確認できた項目等については、審査対象外とした。)

注2: 本申請に係る加工施設については、技術基準規則の「第三章 重大事故等対処施設(第26条～第39条)」の規定は適用されない。

注3: 本申請に係る加工施設については、安全上重要な施設はないため、技術基準規則中の安全上重要な施設に係る規定は適用されない。

注4: 「新設」は建物・構築物又は設備・機器を新たに設置すること、「増設」は構造及び機能が既存と同一の建物・構築物又は設備・機器の台数を増やすこと、「改造」は既存の建物・構築物又は設備・機器の更新、仕様又は構造を変更すること、「確認」は工事を実施しないもの、「撤去」は建物・構築物又は設備・機器を撤去することを示す。

なお、「*1」～「*2」は、以下のことをそれぞれ示す。

「*1」: 既設を撤去し、新規に製作し設置するものを含む。

「*2」: ※の注釈は以下を示す。

※n: 当該建物・構築物又は設備・機器は n 次申請で次回以降の申請にて適合性を確認するとしていた技術基準に対する仕様を申請する。

注5: 本申請に係る建物・構築物及び設備・機器のうち、注1に基づいて技術基準規則各条文への適合性を審査した結果、審査事項がないものについては記載を省略している。